

頁	現 行	修 正 案	修正理由
3	<p><b>1 計画の目的</b></p> <p>(1) 計画の目的 (略)</p> <p>世界文化自由都市、レジリエンス、「生活者を基点に、参加と協働で未来を切り拓く」との「はばたけ未来へ！ 京（みやこ）プラン2025」における都市経営の理念、SDGsの達成 <u>(追加)</u>などを踏まえ、ウイズコロナ社会、アフターコロナ社会においても、地震、台風等の各種の災害から市民の生命、財産と暮らしを守るとともに、災害が発生した場合も被害の最小化と迅速な回復が可能となるよう、災害に強い安心・安全なまちづくりを、市民や事業者、地域団体等と連携・協力しながら進めていく。</p> <p>(2) 計画の理念 (略)</p> <p>さらに、平成31年3月に策定した「京都市レジリエンス戦略」に基づき、レジリエンスの視点による政策の点検・強化や京都が誇る「地域力」、「市民力」の更なる強化を図ることにより、「誰一人取り残さない」SDGsの達成、「レジリエント・シティ京都」の実現を目指す <u>(追記)</u>。</p> <p>(略)</p>	<p><b>1 計画の目的</b></p> <p>(1) 計画の目的 (略)</p> <p>世界文化自由都市、レジリエンス、「生活者を基点に、参加と協働で未来を切り拓く」との「はばたけ未来へ！ 京（みやこ）プラン2025」における都市経営の理念、SDGsの達成、<u>男女共同参画をはじめとした多様な視点</u>などを踏まえ、ウイズコロナ社会、アフターコロナ社会においても、地震、台風等の各種の災害から市民の生命、財産と暮らしを守るとともに、災害が発生した場合も被害の最小化と迅速な回復が可能となるよう、災害に強い安心・安全なまちづくりを、市民や事業者、地域団体等と連携・協力しながら進めていく。</p> <p>(2) 計画の理念 (略)</p> <p>さらに、平成31年3月に策定した「京都市レジリエンス戦略」に基づいてレジリエンスの視点による政策の点検・強化や京都が誇る「地域力」、「市民力」の更なる強化を図ることにより、「誰一人取り残さない」SDGsの達成、「レジリエント・シティ京都」の実現を目指す <u>とともに、令和3年10月に策定した「京都市SDGs未来都市計画」において「京都市レジリエンス戦略」で掲げる6つの重点的取組分野に沿った様々な施策・取組を進めることとしているため、SDGsとレジリエンス、地方創生の更なる融合により、しなやかに強く持続可能な魅力あふれる都市の実現を目指す。また、災害の予防から復興までの全ての過程において、男女共同参画をはじめとした多様な視点を取り入れた災害対応を目指す。</u></p> <p>(略)</p>	<p>計画の目的、理念の充実を目指した修正</p>

## 令和4年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

資料3

頁	現 行	修 正 案	修正理由																				
5	<p><b>2 計画の内容</b></p> <p>(3) 「一般災害対策編」の基本方針</p> <p>この編の対象となる災害の特性は、災害の規模、内容が極めて大きく、いわゆる複合災害（<u>追記</u>）となって広範囲にわたって壊滅的打撃を与え、社会機能がまひ状態に陥ることである。</p> <p>(略)</p>	<p><b>2 計画の内容</b></p> <p>(3) 「一般災害対策編」の基本方針</p> <p>この編の対象となる災害の特性は、災害の規模、内容が極めて大きく、いわゆる複合災害（<u>同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象</u>）となって広範囲にわたって壊滅的打撃を与え、社会機能がまひ状態に陥ることである。</p> <p>(略)</p>	<p>複合災害の定義を追記（防災基本計画の修正に伴う修正）</p>																				
8	<p><b>6 指定公共機関等</b></p> <table border="1" data-bbox="143 667 954 1011"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>西日本旅客鉄道株式会社 <u>京 都 支 社</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>大 阪 ガ ス 株 式 会 社</u> <u>ネットワークカンパニー 京滋導管部</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	西日本旅客鉄道株式会社 <u>京 都 支 社</u>	(略)	(略)	(略)	<u>大 阪 ガ ス 株 式 会 社</u> <u>ネットワークカンパニー 京滋導管部</u>	(略)	(略)	(略)	<p><b>6 指定公共機関等</b></p> <table border="1" data-bbox="1084 667 1895 1011"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>西日本旅客鉄道株式会社 <u>京 滋 支 社</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>大阪ガスネットワーク株式会社</u> <u>京 滋 事 業 部</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	西日本旅客鉄道株式会社 <u>京 滋 支 社</u>	(略)	(略)	(略)	<u>大阪ガスネットワーク株式会社</u> <u>京 滋 事 業 部</u>	(略)	(略)	(略)	<p>組織名称の変更に伴う修正</p>
(略)	(略)																						
西日本旅客鉄道株式会社 <u>京 都 支 社</u>	(略)																						
(略)	(略)																						
<u>大 阪 ガ ス 株 式 会 社</u> <u>ネットワークカンパニー 京滋導管部</u>	(略)																						
(略)	(略)																						
(略)	(略)																						
西日本旅客鉄道株式会社 <u>京 滋 支 社</u>	(略)																						
(略)	(略)																						
<u>大阪ガスネットワーク株式会社</u> <u>京 滋 事 業 部</u>	(略)																						
(略)	(略)																						

頁	現 行	修 正 案	修正理由
13	<p><b>2 社会的特性</b></p> <p>(1) 人口分布</p> <p>ア 人口の分布 京都市の人口は約148万人（平成27年国勢調査）である。</p> <p>イ 昼間人口の分布 京都市の昼間人口は約161万人（平成27年国勢調査）で、当時の人口の約148万人に対し約13万人上回っており、市外から市内へ通勤・通学などの理由で約25万人が流入している。 昼間の活動時間帯に地震が発生し、道路や鉄道など交通機関のマヒが発生すると、京都市に市外等から流入している通勤・通学者に「帰宅困難」な状況が発生すると予想される。</p> <p>ウ 高齢者等の分布 京都市の人口を年齢別にみると（平成27年国勢調査）、15歳までの年少人口は約16万人（11.3%）である。また、65歳以上の老年人口は約38万人（26.7%）である。</p> <p>エ 観光客の分布 京都市の考慮すべき人口等の特性として、観光客による人口の増加がある。観光客の多くは、市内の避難施設等の地理に不案内であると考えられ、適切な情報提供や避難誘導などの必要がある。また、昼間京都市に流入する通勤・通学者と同様に、「帰宅困難」となる可能性が高い。令和元年中に京都市を訪れた観光客は 5,352万人で一日平均すると約15万人となり、そのうち約25%が市内への宿泊客である。（※なお、令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客数の調査は行っていない。）</p>	<p><b>2 社会的特性</b></p> <p>(1) 人口分布</p> <p>ア 人口の分布 京都市の人口は約146万人（令和2年国勢調査）である。</p> <p>イ 昼間人口の分布 京都市の昼間人口は約159万人（令和2年国勢調査）で、当時の人口の約146万人に対し約13万人上回っており、市外から市内へ通勤・通学などの理由で約27万人が流入している。 昼間の活動時間帯に地震が発生し、道路や鉄道など交通機関のマヒが発生すると、京都市に市外等から流入している通勤・通学者に「帰宅困難」な状況が発生すると予想される。</p> <p>ウ 高齢者等の分布 京都市の人口を年齢別にみると（令和2年国勢調査）、15歳までの年少人口は約15万人（10.5%）である。また、65歳以上の老年人口は約41万人（28.2%）である。</p> <p>エ 観光客の分布 京都市の考慮すべき人口等の特性として、観光客による人口の増加がある。観光客の多くは、市内の避難施設等の地理に不案内であると考えられ、適切な情報提供や避難誘導などの必要がある。また、昼間京都市に流入する通勤・通学者と同様に、「帰宅困難」となる可能性が高い。令和元年中に京都市を訪れた観光客は 5,352万人で一日平均すると約15万人となり、そのうち約25%が市内への宿泊客である。（※なお、令和2年及び令和3年は新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客数の推計は行っていない。）</p>	<p>時点修正</p>

## 令和4年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

資料3

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																																																																																																																																																																																																																										
13	<p>(3) 文化財の分布</p> <p>非戦災の京都市では世界に誇る文化財が多数存在しており、災害に対する文化財保護への対応は、京都市にとって重要な課題である。令和3年4月1日現在、市内の重要文化財は1,889件であり、行政区別では右京区が、最も多くを占めている。また、重要文化財のうち国宝に指定されているものは216件である。また、京都市では14の社寺等が世界文化遺産に登録されている。</p>	<p>(3) 文化財の分布</p> <p>非戦災の京都市では世界に誇る文化財が多数存在しており、災害に対する文化財保護への対応は、京都市にとって重要な課題である。令和4年4月1日現在、市内の重要文化財は1,898件であり、行政区別では右京区が、最も多くを占めている。また、重要文化財のうち国宝に指定されているものは216件である。また、京都市では14の社寺等が世界文化遺産に登録されている。</p>	時点修正																																																																																																																																																																																																																																										
13	<p>(京都市の人口・建物分布状況)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>世帯数</th> <th>人 口</th> <th>老 年 人口比 (%)</th> <th>年 少 人口比 (%)</th> <th>昼間人口</th> <th>人口比 (%)</th> <th>全建物 棟 数</th> <th>木造建物 比率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>北 区</td><td>56,804</td><td>119,474</td><td>27.7</td><td>10.7</td><td>126,169</td><td>105.6</td><td>54,540</td><td>79.5</td></tr> <tr><td>上京区</td><td>46,849</td><td>85,113</td><td>27.1</td><td>9.6</td><td>102,849</td><td>120.8</td><td>48,123</td><td>73.3</td></tr> <tr><td>左京区</td><td>83,423</td><td>168,266</td><td>26.9</td><td>10.7</td><td>178,891</td><td>106.3</td><td>70,752</td><td>74.1</td></tr> <tr><td>中京区</td><td>59,085</td><td>109,341</td><td>24.7</td><td>10.5</td><td>158,150</td><td>144.6</td><td>51,785</td><td>60.2</td></tr> <tr><td>東山区</td><td>21,381</td><td>39,044</td><td>32.8</td><td>7.8</td><td>55,196</td><td>141.4</td><td>22,918</td><td>75.2</td></tr> <tr><td>山科区</td><td>60,451</td><td>135,471</td><td>29.1</td><td>11.6</td><td>123,262</td><td>91.0</td><td>52,073</td><td>70.3</td></tr> <tr><td>下京区</td><td>47,206</td><td>82,668</td><td>23.2</td><td>9.8</td><td>138,572</td><td>167.6</td><td>37,174</td><td>62.0</td></tr> <tr><td>南 区</td><td>47,094</td><td>99,927</td><td>24.5</td><td>11.8</td><td>137,208</td><td>137.3</td><td>45,619</td><td>56.1</td></tr> <tr><td>右京区</td><td>94,525</td><td>204,262</td><td>27.0</td><td>11.8</td><td>191,142</td><td>93.6</td><td>80,459</td><td>71.2</td></tr> <tr><td>西京区</td><td>63,109</td><td>150,962</td><td>25.6</td><td>13.3</td><td>122,530</td><td>81.2</td><td>45,954</td><td>71.1</td></tr> <tr><td>伏見区</td><td>125,947</td><td>280,655</td><td>26.7</td><td>12.1</td><td>274,247</td><td>97.7</td><td>91,946</td><td>58.8</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>705,874</td><td>1,475,183</td><td>26.7</td><td>11.3</td><td>1,608,216</td><td>109.0</td><td>601,343</td><td>67.8</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 世帯数、人口、老年人口比、年少人口比、昼間人口及び人口比は平成27年国勢調査、建物は「京都市第3次地震被害想定」で作成したデータベースによる。</p>		世帯数	人 口	老 年 人口比 (%)	年 少 人口比 (%)	昼間人口	人口比 (%)	全建物 棟 数	木造建物 比率(%)	北 区	56,804	119,474	27.7	10.7	126,169	105.6	54,540	79.5	上京区	46,849	85,113	27.1	9.6	102,849	120.8	48,123	73.3	左京区	83,423	168,266	26.9	10.7	178,891	106.3	70,752	74.1	中京区	59,085	109,341	24.7	10.5	158,150	144.6	51,785	60.2	東山区	21,381	39,044	32.8	7.8	55,196	141.4	22,918	75.2	山科区	60,451	135,471	29.1	11.6	123,262	91.0	52,073	70.3	下京区	47,206	82,668	23.2	9.8	138,572	167.6	37,174	62.0	南 区	47,094	99,927	24.5	11.8	137,208	137.3	45,619	56.1	右京区	94,525	204,262	27.0	11.8	191,142	93.6	80,459	71.2	西京区	63,109	150,962	25.6	13.3	122,530	81.2	45,954	71.1	伏見区	125,947	280,655	26.7	12.1	274,247	97.7	91,946	58.8	合 計	705,874	1,475,183	26.7	11.3	1,608,216	109.0	601,343	67.8	<p>(京都市の人口・建物分布状況)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>世帯数</th> <th>人 口</th> <th>老 年 人口比 (%)</th> <th>年 少 人口比 (%)</th> <th>昼間人口</th> <th>人口比 (%)</th> <th>全建物 棟 数</th> <th>木造建物 比率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>北 区</td><td>57,187</td><td>117,165</td><td>29.6</td><td>10.1</td><td>121,663</td><td>103.8</td><td>54,540</td><td>79.5</td></tr> <tr><td>上京区</td><td>48,004</td><td>83,832</td><td>27.2</td><td>8.5</td><td>102,128</td><td>121.8</td><td>48,123</td><td>73.3</td></tr> <tr><td>左京区</td><td>85,726</td><td>166,039</td><td>28.1</td><td>10.3</td><td>177,202</td><td>106.7</td><td>70,752</td><td>74.1</td></tr> <tr><td>中京区</td><td>60,634</td><td>110,488</td><td>24.7</td><td>10.3</td><td>160,860</td><td>145.6</td><td>51,785</td><td>60.2</td></tr> <tr><td>東山区</td><td>20,562</td><td>36,602</td><td>32.9</td><td>7.4</td><td>55,629</td><td>152.0</td><td>22,918</td><td>75.2</td></tr> <tr><td>山科区</td><td>64,402</td><td>135,101</td><td>31.4</td><td>10.2</td><td>118,852</td><td>88.0</td><td>52,073</td><td>70.3</td></tr> <tr><td>下京区</td><td>48,309</td><td>82,784</td><td>22.9</td><td>9.4</td><td>142,447</td><td>172.1</td><td>37,174</td><td>62.0</td></tr> <tr><td>南 区</td><td>50,485</td><td>101,970</td><td>25.8</td><td>11.3</td><td>142,669</td><td>139.9</td><td>45,619</td><td>56.1</td></tr> <tr><td>右京区</td><td>97,849</td><td>202,047</td><td>28.9</td><td>10.9</td><td>185,600</td><td>91.9</td><td>80,459</td><td>71.2</td></tr> <tr><td>西京区</td><td>65,082</td><td>149,837</td><td>28.4</td><td>12.3</td><td>120,584</td><td>80.5</td><td>45,954</td><td>71.1</td></tr> <tr><td>伏見区</td><td>131,284</td><td>277,858</td><td>29.2</td><td>10.9</td><td>267,296</td><td>96.2</td><td>91,946</td><td>58.8</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>729,524</td><td>1,463,723</td><td>28.2</td><td>10.5</td><td>1,594,930</td><td>109.0</td><td>601,343</td><td>67.8</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 世帯数、人口、老年人口比、年少人口比、昼間人口及び人口比は令和2年国勢調査、建物は「京都市第3次地震被害想定」で作成したデータベースによる。</p>		世帯数	人 口	老 年 人口比 (%)	年 少 人口比 (%)	昼間人口	人口比 (%)	全建物 棟 数	木造建物 比率(%)	北 区	57,187	117,165	29.6	10.1	121,663	103.8	54,540	79.5	上京区	48,004	83,832	27.2	8.5	102,128	121.8	48,123	73.3	左京区	85,726	166,039	28.1	10.3	177,202	106.7	70,752	74.1	中京区	60,634	110,488	24.7	10.3	160,860	145.6	51,785	60.2	東山区	20,562	36,602	32.9	7.4	55,629	152.0	22,918	75.2	山科区	64,402	135,101	31.4	10.2	118,852	88.0	52,073	70.3	下京区	48,309	82,784	22.9	9.4	142,447	172.1	37,174	62.0	南 区	50,485	101,970	25.8	11.3	142,669	139.9	45,619	56.1	右京区	97,849	202,047	28.9	10.9	185,600	91.9	80,459	71.2	西京区	65,082	149,837	28.4	12.3	120,584	80.5	45,954	71.1	伏見区	131,284	277,858	29.2	10.9	267,296	96.2	91,946	58.8	合 計	729,524	1,463,723	28.2	10.5	1,594,930	109.0	601,343	67.8	時点修正
	世帯数	人 口	老 年 人口比 (%)	年 少 人口比 (%)	昼間人口	人口比 (%)	全建物 棟 数	木造建物 比率(%)																																																																																																																																																																																																																																					
北 区	56,804	119,474	27.7	10.7	126,169	105.6	54,540	79.5																																																																																																																																																																																																																																					
上京区	46,849	85,113	27.1	9.6	102,849	120.8	48,123	73.3																																																																																																																																																																																																																																					
左京区	83,423	168,266	26.9	10.7	178,891	106.3	70,752	74.1																																																																																																																																																																																																																																					
中京区	59,085	109,341	24.7	10.5	158,150	144.6	51,785	60.2																																																																																																																																																																																																																																					
東山区	21,381	39,044	32.8	7.8	55,196	141.4	22,918	75.2																																																																																																																																																																																																																																					
山科区	60,451	135,471	29.1	11.6	123,262	91.0	52,073	70.3																																																																																																																																																																																																																																					
下京区	47,206	82,668	23.2	9.8	138,572	167.6	37,174	62.0																																																																																																																																																																																																																																					
南 区	47,094	99,927	24.5	11.8	137,208	137.3	45,619	56.1																																																																																																																																																																																																																																					
右京区	94,525	204,262	27.0	11.8	191,142	93.6	80,459	71.2																																																																																																																																																																																																																																					
西京区	63,109	150,962	25.6	13.3	122,530	81.2	45,954	71.1																																																																																																																																																																																																																																					
伏見区	125,947	280,655	26.7	12.1	274,247	97.7	91,946	58.8																																																																																																																																																																																																																																					
合 計	705,874	1,475,183	26.7	11.3	1,608,216	109.0	601,343	67.8																																																																																																																																																																																																																																					
	世帯数	人 口	老 年 人口比 (%)	年 少 人口比 (%)	昼間人口	人口比 (%)	全建物 棟 数	木造建物 比率(%)																																																																																																																																																																																																																																					
北 区	57,187	117,165	29.6	10.1	121,663	103.8	54,540	79.5																																																																																																																																																																																																																																					
上京区	48,004	83,832	27.2	8.5	102,128	121.8	48,123	73.3																																																																																																																																																																																																																																					
左京区	85,726	166,039	28.1	10.3	177,202	106.7	70,752	74.1																																																																																																																																																																																																																																					
中京区	60,634	110,488	24.7	10.3	160,860	145.6	51,785	60.2																																																																																																																																																																																																																																					
東山区	20,562	36,602	32.9	7.4	55,629	152.0	22,918	75.2																																																																																																																																																																																																																																					
山科区	64,402	135,101	31.4	10.2	118,852	88.0	52,073	70.3																																																																																																																																																																																																																																					
下京区	48,309	82,784	22.9	9.4	142,447	172.1	37,174	62.0																																																																																																																																																																																																																																					
南 区	50,485	101,970	25.8	11.3	142,669	139.9	45,619	56.1																																																																																																																																																																																																																																					
右京区	97,849	202,047	28.9	10.9	185,600	91.9	80,459	71.2																																																																																																																																																																																																																																					
西京区	65,082	149,837	28.4	12.3	120,584	80.5	45,954	71.1																																																																																																																																																																																																																																					
伏見区	131,284	277,858	29.2	10.9	267,296	96.2	91,946	58.8																																																																																																																																																																																																																																					
合 計	729,524	1,463,723	28.2	10.5	1,594,930	109.0	601,343	67.8																																																																																																																																																																																																																																					

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	人口比＝昼間人口÷人口×10	人口比＝昼間人口÷人口×10	
27	<p><b>第6節 一般災害の被害想定区域</b></p> <p>一般災害のうち、洪水については河川管理者（国及び京都府）が水防法に基づく洪水浸水想定区域の作成及び公表を行っており、土砂災害については京都府が土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律）に基づき土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定を行っている。</p> <p><b>1 洪水浸水想定区域</b></p> <p>水害の危険箇所については、水防法に基づき、河川管理者（国及び京都府）が洪水浸水想定区域図の作成及び公表を行っている。</p> <p>なお、京都府は、洪水浸水想定区域図の作成が義務付けられている洪水予報河川及び水位周知河川に加え、水防警報河川等、その他の河川についても、洪水浸水想定区域図の作成及び公表を行っている。</p>	<p><b>第6節 一般災害の被害想定区域</b></p> <p>一般災害のうち、洪水については河川管理者（国及び京都府）が水防法に基づく洪水浸水想定区域の作成及び指定を行っており、土砂災害については京都府が土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律）に基づき土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定を行っている。</p> <p><b>1 洪水浸水想定区域</b></p> <p>水害の危険箇所については、水防法に基づき、河川管理者（国及び京都府）が洪水浸水想定区域図の作成及び指定を行っている。</p> <p>なお、京都府は、洪水浸水想定区域図の作成が義務付けられている洪水予報河川及び水位周知河川に加え、水防警報河川等、その他の河川についても、洪水浸水想定区域図の作成及び公表を行っている。</p>	字句修正
27	<p><b>2 土砂災害の危険箇所</b></p> <p>土砂災害の危険箇所については、土砂災害防止法に基づき、京都府が砂防基礎調査を行ったうえで、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定を行っている（調査結果及び指定内容は公表済み）。</p> <p><u>本市域では、平成29年3月31日付けで、すべての危険箇所の指定が完了している。</u></p> <p>今後は、開発等に伴う地形の変更等があった場合、京都府による調査が実施され、区域の指定及び解除が行われる。</p>	<p><b>2 土砂災害の危険箇所</b></p> <p>土砂災害の危険箇所については、土砂災害防止法に基づき、京都府が砂防基礎調査を行ったうえで、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定を行っている（調査結果及び指定内容は公表済み）。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>今後は、開発等に伴う地形の変更等があった場合、京都府による調査が実施され、区域の指定及び解除が行われる。</p>	字句修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由																		
28	<p>(土砂災害警戒区域等の要件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>地形要件</th> <th>保全対象要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警 戒 区 域</td> <td>土石流の発生のおそれのある溪流において、<u>扇頂部</u>から下流で勾配が2度以上の区域</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	地形要件	保全対象要件	警 戒 区 域	土石流の発生のおそれのある溪流において、 <u>扇頂部</u> から下流で勾配が2度以上の区域	(略)		(略)	(略)	<p>(土砂災害警戒区域等の要件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>地形要件</th> <th>保全対象要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警 戒 区 域</td> <td>土石流の発生のおそれのある溪流において、<u>谷の出口等の基準点（扇頂部）</u>から下流で勾配が2度以上の区域</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	地形要件	保全対象要件	警 戒 区 域	土石流の発生のおそれのある溪流において、 <u>谷の出口等の基準点（扇頂部）</u> から下流で勾配が2度以上の区域	(略)		(略)	(略)	字句修正
区 分	地形要件	保全対象要件																			
警 戒 区 域	土石流の発生のおそれのある溪流において、 <u>扇頂部</u> から下流で勾配が2度以上の区域	(略)																			
	(略)	(略)																			
区 分	地形要件	保全対象要件																			
警 戒 区 域	土石流の発生のおそれのある溪流において、 <u>谷の出口等の基準点（扇頂部）</u> から下流で勾配が2度以上の区域	(略)																			
	(略)	(略)																			
31	<p>3 雨量観測体制の整備</p> <p>(2) 観測所の<u>増設等</u>（行財政局防災危機管理室）</p> <p>局地的大雨等に対処できるよう、周辺部の出張所等<u>を中心に観測所の増設や雨量計の設置を図り</u>、山間地や常時浸水地域に重点を置き、随時、降雨状況の推移の把握に努める。</p>	<p>3 雨量観測体制の整備</p> <p>(2) 観測所の<u>整備</u>（行財政局防災危機管理室）</p> <p>局地的大雨等に対処できるよう、周辺部の出張所等<u>を含む市内全域に観測所や雨量計を整備しており</u>、山間地や常時浸水地域に重点を置き、随時、降雨状況の推移の把握に努める。</p>	字句修正																		
32	<p>1 河川・排水路の整備と維持管理</p> <p>(2) 京都市が実施する河川・排水路改修（建設局河川整備課）</p> <p>(略)</p> <p>また、上記の京都市が管理する河川、排水路等は、その雨水流下能力を保全するため、除草、しゅんせつ<u>等の機能管理</u>に努める。</p>	<p>1 河川・排水路の整備と維持管理</p> <p>(2) 京都市が実施する河川・排水路改修（建設局河川整備課）</p> <p>(略)</p> <p>また、上記の京都市が管理する河川、排水路等は、その雨水流下能力を保全するため、除草、しゅんせつ、<u>補修等の維持管理</u>に努める。</p>	施設の長寿命化に資する維持補修工事を踏まえた字句修正																		
33	<p>2 災害予防対策</p> <p>(2) 下水道管路の整備・保管（上下水道局下水道部管理課）</p> <p>ウ 災害時対策用端末の配備</p> <p>スタンドアロン型の下水道台帳管理システムを<u>上下水道局本庁舎、きた及びみなみ下水道管路管理センター</u>へ配備</p>	<p>2 災害予防対策</p> <p>(2) 下水道管路の整備・保管（上下水道局下水道部管理課）</p> <p>ウ 災害時対策用端末の配備</p> <p>スタンドアロン型の下水道台帳管理システムを<u>上下水道局総合庁舎（みなみ下水道管路管理センター）及び太秦庁舎（きた下水道管路管理センター）</u>へ配備</p>	端末配備場所の変更に伴う修正																		

頁	現 行	修 正 案	修正理由
34	<p>1-4 道路・橋りょうの整備 (略)</p> <p>4 道路情報提供装置の整備（建設局土木管理課） (略)</p> <p>(略)</p> <p>※ 道路・橋りょう等整備事業（建設局）</p> <p>○ 災害防除事業（令和2年度：一般国道162号ほか11路線） (略)</p>	<p>1-4 道路・橋りょうの整備 (略)</p> <p>4 道路情報提供装置の整備（建設局土木管理課） (略)</p> <p>(略)</p> <p>※ 道路・橋りょう等整備事業（建設局）</p> <p>○ 災害防除事業（令和3年度：一般国道162号ほか16路線） (略)</p>	<p>時点修正</p>
35	<p>1 ため池、排水機等の整備、維持補修 (1) ため池（産業観光局農林企画課）</p> <p>ア 管理責任者への指導 京都市内総数112箇所のため池のうち、防災重点農業用ため池に選定されているものが24箇所ある（うち2箇所は、受益地が市外にあるため、市外農家団体等に対応）。 (略)</p>	<p>1 ため池、排水機等の整備、維持補修 (1) ため池（産業観光局農林企画課）</p> <p>ア 管理責任者への指導 京都市内総数113箇所のため池のうち、防災重点農業用ため池に選定されているものが25箇所ある（うち3箇所は、受益地が市外にあるため、市外農家団体等に対応）。 (略)</p>	<p>京都府によるため池の所在地表記変更に伴う修正</p>
35	<p>2 農林産物の水害予防対策 (1) 農作物関係（産業観光局農林企画課）</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>ア 品種の選定 イ 作付、栽培方法等 ウ 農薬の備蓄及び防除器具の整備</p> <p><u>(ア) 農薬の備蓄</u> <u>京都市内各農業協同組合、その支部における農薬の備蓄</u></p> <p><u>(イ) 防除器具の整備</u> <u>嵯峨農舎（右京区嵯峨釣殿町）、各農業振興センター、京北農林業振興センターにおける散粉粒、ミスト兼用機等の防除器具の整備</u></p>	<p>2 農林産物の水害予防対策 (1) 農作物関係（産業観光局農林企画課）</p> <p><u>次の事項について、農家等に周知指導を行う。</u></p> <p>ア 品種の選定 イ 作付、栽培方法等 ウ 農薬の備蓄及び防除器具の整備</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>字句修正</p>

## 令和4年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

資料3

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																								
35	(3) 林業関係（産業観光局林業振興課） ア 林道（令和 <u>元</u> 年度末現在） 路線数 181路線 延 長 <u>286</u> km	(3) 林業関係（産業観光局林業振興課） ア 林道（令和 <u>2</u> 年度末現在） 路線数 181路線 延 長 <u>289</u> km	時点修正																																								
36	<p>※ 農林施設の安全対策指導（産業観光局）</p> <p>○ 市内総数<u>112</u>箇所のため池については、パトロールを実施し、危険箇所の点検を行う。また、防災重点農業用ため池に選定されている<u>24</u>箇所のうち受益地が市外にある<u>2</u>箇所を除く22箇所については、改修や補強等を管理者等に指導する。</p> <p>さらに、防災重点農業用ため池については、緊急時に必要な措置が講じられるように連絡体制を整備するほか、震度5弱以上が観測された地震発生時には、ため池の緊急点検の実施を管理者等に指導する。</p>	<p>※ 農林施設の安全対策指導（産業観光局）</p> <p>○ 市内総数<u>113</u>箇所のため池については、パトロールを実施し、危険箇所の点検を行う。また、防災重点農業用ため池に選定されている<u>25</u>箇所のうち受益地が市外にある<u>3</u>箇所を除く22箇所については、改修や補強等を管理者等に指導する。</p> <p>さらに、防災重点農業用ため池については、緊急時に必要な措置が講じられるように連絡体制を整備するほか、震度5弱以上が観測された地震発生時には、ため池の緊急点検の実施を管理者等に指導する。</p>	時点修正																																								
36	<p>○防災重点農業用ため池一覧（<u>24</u>箇所）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小池</td> <td>北区上賀茂本山</td> </tr> <tr> <td>権土池</td> <td>左京区岩倉上蔵町</td> </tr> <tr> <td>飛弾池</td> <td>左京区岩倉長谷町</td> </tr> <tr> <td>とどき池</td> <td>左京区岩倉花園町</td> </tr> <tr> <td>大沢池</td> <td>右京区嵯峨大沢町</td> </tr> <tr> <td>広沢池</td> <td>右京区嵯峨広沢町</td> </tr> <tr> <td><u>(追記)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>西ヶ谷池※</td> <td>右京区嵯峨越畑桃原</td> </tr> <tr> <td>桃原池※</td> <td>右京区嵯峨嵯原西桃原</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	名称	所在地	小池	北区上賀茂本山	権土池	左京区岩倉上蔵町	飛弾池	左京区岩倉長谷町	とどき池	左京区岩倉花園町	大沢池	右京区嵯峨大沢町	広沢池	右京区嵯峨広沢町	<u>(追記)</u>		西ヶ谷池※	右京区嵯峨越畑桃原	桃原池※	右京区嵯峨嵯原西桃原	<p>○防災重点農業用ため池一覧（<u>25</u>箇所）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小池</td> <td>北区上賀茂本山</td> </tr> <tr> <td>権土池</td> <td>左京区岩倉上蔵町</td> </tr> <tr> <td>飛弾池</td> <td>左京区岩倉長谷町</td> </tr> <tr> <td>とどき池</td> <td>左京区岩倉花園町</td> </tr> <tr> <td>大沢池</td> <td>右京区嵯峨大沢町</td> </tr> <tr> <td>広沢池</td> <td>右京区嵯峨広沢町</td> </tr> <tr> <td><u>廻り池※</u></td> <td><u>右京区嵯峨越畑鍋浦他</u></td> </tr> <tr> <td>西ヶ谷池※</td> <td>右京区嵯峨越畑桃原</td> </tr> <tr> <td>桃原池※</td> <td>右京区嵯峨嵯原西桃原</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p><u>(異線削除)</u></p>	名称	所在地	小池	北区上賀茂本山	権土池	左京区岩倉上蔵町	飛弾池	左京区岩倉長谷町	とどき池	左京区岩倉花園町	大沢池	右京区嵯峨大沢町	広沢池	右京区嵯峨広沢町	<u>廻り池※</u>	<u>右京区嵯峨越畑鍋浦他</u>	西ヶ谷池※	右京区嵯峨越畑桃原	桃原池※	右京区嵯峨嵯原西桃原	時点修正
名称	所在地																																										
小池	北区上賀茂本山																																										
権土池	左京区岩倉上蔵町																																										
飛弾池	左京区岩倉長谷町																																										
とどき池	左京区岩倉花園町																																										
大沢池	右京区嵯峨大沢町																																										
広沢池	右京区嵯峨広沢町																																										
<u>(追記)</u>																																											
西ヶ谷池※	右京区嵯峨越畑桃原																																										
桃原池※	右京区嵯峨嵯原西桃原																																										
名称	所在地																																										
小池	北区上賀茂本山																																										
権土池	左京区岩倉上蔵町																																										
飛弾池	左京区岩倉長谷町																																										
とどき池	左京区岩倉花園町																																										
大沢池	右京区嵯峨大沢町																																										
広沢池	右京区嵯峨広沢町																																										
<u>廻り池※</u>	<u>右京区嵯峨越畑鍋浦他</u>																																										
西ヶ谷池※	右京区嵯峨越畑桃原																																										
桃原池※	右京区嵯峨嵯原西桃原																																										
	(※) 受益地が市外にあるため、市外農家団体等で対応。	(※) 受益地が市外にあるため、市外農家団体等で対応。																																									

頁	現 行	修 正 案	修正理由																								
36	<p>1 京都市の水防資器材の整備</p> <p>(2) 消防局所管水防資器材（消防局<u>消防救助課</u>）</p> <p>（略）</p>	<p>1 京都市の水防資器材の整備</p> <p>(2) 消防局所管水防資器材（消防局<u>警防課</u>）</p> <p>（略）</p>	組織改正に伴う修正																								
39	<p>1 宅地造成工事等による災害の防止（都市計画局開発指導課）</p> <p>（略）</p> <p><u>（5から移動、削除、追記及び表追加）</u></p>	<p>1 宅地造成工事等による災害の防止（都市計画局開発指導課）</p> <p>（略）</p> <p><u>2 土石流危険溪流対策と砂防事業</u></p> <p><u>砂防指定地域内における河川又は溪流に関する砂防事業については、（削除）京都府に対して、促進を強力に要請する。市内には、次のとおり砂防指定地がある。（令和4年7月1日時点）</u></p> <p><u>(1) 面的な指定 告示数 11</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <th>告示年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td><u>左京区八瀬他</u></td><td><u>明治39年11月29日</u></td></tr> <tr><td><u>西京区松室他</u></td><td><u>明治41年10月7日</u></td></tr> <tr><td><u>左京区岩倉他</u></td><td><u>大正7年8月30日</u></td></tr> <tr><td><u>西京区松尾上山田他</u></td><td><u>大正10年1月24日</u></td></tr> <tr><td><u>左京区静市野市原他</u></td><td><u>大正11年4月13日</u></td></tr> <tr><td><u>左京区岩倉他</u></td><td><u>大正12年3月10日</u></td></tr> <tr><td><u>西京区大原野外畑他</u></td><td><u>大正15年12月6日</u></td></tr> <tr><td><u>右京区鳴瀧澤他</u></td><td><u>昭和8年7月6日</u></td></tr> <tr><td><u>右京区越畑他</u></td><td><u>昭和11年10月8日</u></td></tr> <tr><td><u>右京区旧京北町</u></td><td><u>昭和15年11月8日</u></td></tr> <tr><td><u>北区北桑田他</u></td><td><u>昭和16年11月25日</u></td></tr> </tbody> </table> <p><u>(2) 溪流の指定 溪流数 148</u></p> <p><u>※ 資料2-1-3-5 砂防指定地域（河川、溪流）一覧表</u></p> <p><u>3 地すべり防止区域</u></p> <p>（略）</p> <p><u>4 急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p>(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定（行財政局防災危機管理室、都市計画局</p>	所在地	告示年月日	<u>左京区八瀬他</u>	<u>明治39年11月29日</u>	<u>西京区松室他</u>	<u>明治41年10月7日</u>	<u>左京区岩倉他</u>	<u>大正7年8月30日</u>	<u>西京区松尾上山田他</u>	<u>大正10年1月24日</u>	<u>左京区静市野市原他</u>	<u>大正11年4月13日</u>	<u>左京区岩倉他</u>	<u>大正12年3月10日</u>	<u>西京区大原野外畑他</u>	<u>大正15年12月6日</u>	<u>右京区鳴瀧澤他</u>	<u>昭和8年7月6日</u>	<u>右京区越畑他</u>	<u>昭和11年10月8日</u>	<u>右京区旧京北町</u>	<u>昭和15年11月8日</u>	<u>北区北桑田他</u>	<u>昭和16年11月25日</u>	項目記載順序の変更、砂防指定地の追記、指定区域の追加及び字句修正
所在地	告示年月日																										
<u>左京区八瀬他</u>	<u>明治39年11月29日</u>																										
<u>西京区松室他</u>	<u>明治41年10月7日</u>																										
<u>左京区岩倉他</u>	<u>大正7年8月30日</u>																										
<u>西京区松尾上山田他</u>	<u>大正10年1月24日</u>																										
<u>左京区静市野市原他</u>	<u>大正11年4月13日</u>																										
<u>左京区岩倉他</u>	<u>大正12年3月10日</u>																										
<u>西京区大原野外畑他</u>	<u>大正15年12月6日</u>																										
<u>右京区鳴瀧澤他</u>	<u>昭和8年7月6日</u>																										
<u>右京区越畑他</u>	<u>昭和11年10月8日</u>																										
<u>右京区旧京北町</u>	<u>昭和15年11月8日</u>																										
<u>北区北桑田他</u>	<u>昭和16年11月25日</u>																										
	<p><u>2 地すべり防止区域</u></p> <p>（略）</p> <p><u>3 急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p>(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定（行財政局防災危機管理室、都市計画局</p>																										

## 令和4年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

資料3

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																																												
	<p>開発指導課)</p> <p>今後、<u>急傾斜地崩壊危険箇所</u>及び各区災害危険箇所の状況等を踏まえ、各区防災会議等と協議し、<u>優先的に事業を実施すべき急傾斜地崩壊防止工事について</u>、京都府に要望を行っていく。</p> <p>(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき指定された区域)</p> <table border="1" data-bbox="145 470 1030 742"> <thead> <tr> <th>危険区域名</th> <th>所在地</th> <th>面積</th> <th>指定年月日</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>丸山地区</td> <td>左京区北白川丸山町</td> <td>3.04ha</td> <td>昭和54年9月11日</td> <td>追加指定平成14年3月22日</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>下黒田地区</td> <td>右京区京北下黒田町地内</td> <td>3.02ha</td> <td>平成11年12月3日</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(京都府指定)</p> <p><u>京都府が実施した調査(平成15年度公表)では、京都市域内には、637箇所の急傾斜地崩壊危険箇所(危険区域指定済み箇所を除く。))がある。</u></p> <p><u>今後、急傾斜地崩壊危険区域の調査や各区災害危険箇所の状況、地元意見聴取等のうえ、緊急を要する箇所から指定、崩壊防止工事等の実施を京都府に対し要請していく。</u></p> <p>(2) 土砂崩壊防止対策の実施(都市計画局風致保全課) (略)</p> <p><u>4 治山対策(産業観光局林業振興課)</u> (略)</p> <p><u>5 土石流危険渓流対策と砂防事業</u> <u>砂防指定地域内における河川又は溪流に関する砂防事業については、国、</u></p>	危険区域名	所在地	面積	指定年月日	備考	丸山地区	左京区北白川丸山町	3.04ha	昭和54年9月11日	追加指定平成14年3月22日	(略)					下黒田地区	右京区京北下黒田町地内	3.02ha	平成11年12月3日		<u>(追加)</u>					<u>(追加)</u>					<p>開発指導課)</p> <p>今後、<u>土砂災害警戒区域等(急傾斜地の崩壊)</u>及び各区災害危険箇所の状況等を踏まえ、各区防災会議等と協議し、<u>急傾斜地崩壊対策事業を優先的に実施すべき箇所について</u>、京都府に要望を行っていく。</p> <p>(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき指定された区域)</p> <table border="1" data-bbox="1086 470 1971 742"> <thead> <tr> <th>危険区域名</th> <th>所在地</th> <th>面積</th> <th>指定年月日</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>丸山地区</td> <td>左京区北白川丸山町</td> <td>3.04ha</td> <td>昭和54年9月11日</td> <td>追加指定平成14年3月22日</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>下黒田地区</td> <td>右京区京北下黒田町地内</td> <td>3.02ha</td> <td>平成11年12月3日</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>松室Ⅰ地区</u></td> <td><u>西京区松室山添町地内</u></td> <td><u>0.85ha</u></td> <td><u>令和2年7月21日</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>松室Ⅱ地区</u></td> <td><u>西京区松室山添町地内</u></td> <td><u>1.81ha</u></td> <td><u>令和2年7月21日</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(京都府指定)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) 土砂崩壊防止対策の実施(都市計画局風致保全課) (略)</p> <p><u>5 治山対策(産業観光局林業振興課)</u> (略)</p> <p><u>(2に移動、削除、追記及び表追加)</u></p>	危険区域名	所在地	面積	指定年月日	備考	丸山地区	左京区北白川丸山町	3.04ha	昭和54年9月11日	追加指定平成14年3月22日	(略)					下黒田地区	右京区京北下黒田町地内	3.02ha	平成11年12月3日		<u>松室Ⅰ地区</u>	<u>西京区松室山添町地内</u>	<u>0.85ha</u>	<u>令和2年7月21日</u>		<u>松室Ⅱ地区</u>	<u>西京区松室山添町地内</u>	<u>1.81ha</u>	<u>令和2年7月21日</u>		
危険区域名	所在地	面積	指定年月日	備考																																																											
丸山地区	左京区北白川丸山町	3.04ha	昭和54年9月11日	追加指定平成14年3月22日																																																											
(略)																																																															
下黒田地区	右京区京北下黒田町地内	3.02ha	平成11年12月3日																																																												
<u>(追加)</u>																																																															
<u>(追加)</u>																																																															
危険区域名	所在地	面積	指定年月日	備考																																																											
丸山地区	左京区北白川丸山町	3.04ha	昭和54年9月11日	追加指定平成14年3月22日																																																											
(略)																																																															
下黒田地区	右京区京北下黒田町地内	3.02ha	平成11年12月3日																																																												
<u>松室Ⅰ地区</u>	<u>西京区松室山添町地内</u>	<u>0.85ha</u>	<u>令和2年7月21日</u>																																																												
<u>松室Ⅱ地区</u>	<u>西京区松室山添町地内</u>	<u>1.81ha</u>	<u>令和2年7月21日</u>																																																												

頁	現 行	修 正 案	修正理由																		
	<p><u>京都府に対して、促進を強力に要請する。(追記)</u>  <u>(表追加)</u>  <u>※ 資料2-1-3-5 砂防指定地域(河川、溪流)一覧表</u></p> <p>6 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定等                      (1) 土砂災害警戒区域等の指定(行財政局防災危機管理室、区役所)                      ア 土砂災害警戒区域等の指定                      土砂災害防止法に基づき、京都府が砂防基礎調査を行い、土砂災害警戒区域等を指定して<u>おり、本市域では平成29年3月31日付けで、すべての危険箇所の指定が完了している。</u>                      (略)</p>	<p>6 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定等                      (1) 土砂災害警戒区域等の指定(行財政局防災危機管理室、区役所)                      ア 土砂災害警戒区域等の指定                      土砂災害防止法に基づき、京都府が砂防基礎調査を行い、土砂災害警戒区域等を指定して<u>いる。</u>                      (略)</p>																			
41	<p>7 土砂災害警戒情報、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)                      (略)                      (2) 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)                      (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(追記)警戒レベル</u></p> <table border="1" data-bbox="143 954 1057 1388"> <tr> <td data-bbox="143 954 434 1098"><u>警戒レベル4相当情報</u></td> <td data-bbox="434 954 629 1098"><u>極めて危険(濃い紫色)</u></td> <td data-bbox="629 954 1057 1098"><u>実況値がすでに土砂災害警戒情報の判断基準以上となった場合</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="143 1098 434 1246"></td> <td data-bbox="434 1098 629 1246"><u>非常に危険(うす紫色)</u></td> <td data-bbox="629 1098 1057 1246"><u>2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の判断基準以上となる場合</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="143 1246 434 1388"><u>警戒レベル3相当情報</u></td> <td data-bbox="434 1246 629 1388"><u>警戒(赤色)</u></td> <td data-bbox="629 1246 1057 1388"><u>2時間先までの予測値が大雨警報(土砂災害)の判断基準以上となる場合</u></td> </tr> </table>	<u>警戒レベル4相当情報</u>	<u>極めて危険(濃い紫色)</u>	<u>実況値がすでに土砂災害警戒情報の判断基準以上となった場合</u>		<u>非常に危険(うす紫色)</u>	<u>2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の判断基準以上となる場合</u>	<u>警戒レベル3相当情報</u>	<u>警戒(赤色)</u>	<u>2時間先までの予測値が大雨警報(土砂災害)の判断基準以上となる場合</u>	<p>7 土砂災害警戒情報、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)                      (略)                      (2) 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)                      (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(相当する)警戒レベル</u></p> <table border="1" data-bbox="1084 954 1998 1388"> <tr> <td data-bbox="1084 954 1375 1098"><u>警戒レベル5相当情報</u></td> <td data-bbox="1375 954 1563 1098"><u>災害切迫(黒色)</u></td> <td data-bbox="1563 954 1998 1098"><u>実況値が大雨特別警報(土砂災害)の基準値以上となった場合</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1084 1098 1375 1246"><u>警戒レベル4相当情報</u></td> <td data-bbox="1375 1098 1563 1246"><u>危険(紫色)</u></td> <td data-bbox="1563 1098 1998 1246"><u>実況値又は2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の基準以上となる場合</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1084 1246 1375 1388"><u>警戒レベル3相当情報</u></td> <td data-bbox="1375 1246 1563 1388"><u>警戒(赤色)</u></td> <td data-bbox="1563 1246 1998 1388"><u>実況値又は2時間先までの予測値が大雨警報(土砂災害)の基準以上となる場合</u></td> </tr> </table>	<u>警戒レベル5相当情報</u>	<u>災害切迫(黒色)</u>	<u>実況値が大雨特別警報(土砂災害)の基準値以上となった場合</u>	<u>警戒レベル4相当情報</u>	<u>危険(紫色)</u>	<u>実況値又は2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の基準以上となる場合</u>	<u>警戒レベル3相当情報</u>	<u>警戒(赤色)</u>	<u>実況値又は2時間先までの予測値が大雨警報(土砂災害)の基準以上となる場合</u>	キキクル(危険度分布)における警戒レベル色の表記変更に伴う修正
<u>警戒レベル4相当情報</u>	<u>極めて危険(濃い紫色)</u>	<u>実況値がすでに土砂災害警戒情報の判断基準以上となった場合</u>																			
	<u>非常に危険(うす紫色)</u>	<u>2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の判断基準以上となる場合</u>																			
<u>警戒レベル3相当情報</u>	<u>警戒(赤色)</u>	<u>2時間先までの予測値が大雨警報(土砂災害)の判断基準以上となる場合</u>																			
<u>警戒レベル5相当情報</u>	<u>災害切迫(黒色)</u>	<u>実況値が大雨特別警報(土砂災害)の基準値以上となった場合</u>																			
<u>警戒レベル4相当情報</u>	<u>危険(紫色)</u>	<u>実況値又は2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の基準以上となる場合</u>																			
<u>警戒レベル3相当情報</u>	<u>警戒(赤色)</u>	<u>実況値又は2時間先までの予測値が大雨警報(土砂災害)の基準以上となる場合</u>																			

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																																																								
	<p><u>警戒レベル2相当情報</u> <u>注意（黄色）</u> <u>2時間先までの予測値が大雨注意報の判断基準以上となる場合</u></p> <p>※ 資料3-3-21 予報・警報・気象情報の解説</p>	<p><u>警戒レベル2相当情報</u> <u>注意（黄色）</u> <u>実況値又は2時間先までの予測値が大雨注意報の基準以上となる場合</u></p> <p>※ 資料3-3-21 予報・警報・気象情報の解説</p>																																																																									
42	<p>3 宅地危険箇所の防災パトロール（都市計画局開発指導課、<u>区役所</u>） （略）</p> <p>（<u>危険宅地の現状</u>（がけ崩れ、擁壁等の亀裂等））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>行政区</th> <th>擁壁等の亀裂</th> <th>がけ崩れ等</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>北 区</td><td>3</td><td>5</td><td>8</td></tr> <tr><td>左京区</td><td>1</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>東山区</td><td>4</td><td>7</td><td>11</td></tr> <tr><td>山科区</td><td>0</td><td>4</td><td>4</td></tr> <tr><td>右京区</td><td>2</td><td>3</td><td>5</td></tr> <tr><td>西京区</td><td>4</td><td>7</td><td>11</td></tr> <tr><td>伏見区</td><td>1</td><td>6</td><td>7</td></tr> <tr><td>計</td><td>15</td><td>35</td><td>50</td></tr> </tbody> </table> <p>（令和2年7月1日現在）</p>	行政区	擁壁等の亀裂	がけ崩れ等	計	北 区	3	5	8	左京区	1	3	4	東山区	4	7	11	山科区	0	4	4	右京区	2	3	5	西京区	4	7	11	伏見区	1	6	7	計	15	35	50	<p>3 宅地危険箇所の防災パトロール（都市計画局開発指導課（<u>削除</u>）） （略）</p> <p>（<u>防災パトロールの実施状況</u>（がけ崩れ、擁壁等の亀裂等））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>行政区</th> <th>擁壁の亀裂等</th> <th>がけ崩れ等</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>北 区</td><td>10</td><td>25</td><td>35</td></tr> <tr><td>左京区</td><td>1</td><td>19</td><td>20</td></tr> <tr><td>東山区</td><td>39</td><td>22</td><td>61</td></tr> <tr><td>山科区</td><td>21</td><td>16</td><td>37</td></tr> <tr><td>右京区</td><td>2</td><td>26</td><td>28</td></tr> <tr><td>西京区</td><td>12</td><td>23</td><td>35</td></tr> <tr><td>伏見区</td><td>6</td><td>16</td><td>22</td></tr> <tr><td>計</td><td>91</td><td>147</td><td>238</td></tr> </tbody> </table> <p>（令和3年7月1日～令和4年6月30日）</p>	行政区	擁壁の亀裂等	がけ崩れ等	計	北 区	10	25	35	左京区	1	19	20	東山区	39	22	61	山科区	21	16	37	右京区	2	26	28	西京区	12	23	35	伏見区	6	16	22	計	91	147	238	<p>字句修正 及び時点 修正</p>
行政区	擁壁等の亀裂	がけ崩れ等	計																																																																								
北 区	3	5	8																																																																								
左京区	1	3	4																																																																								
東山区	4	7	11																																																																								
山科区	0	4	4																																																																								
右京区	2	3	5																																																																								
西京区	4	7	11																																																																								
伏見区	1	6	7																																																																								
計	15	35	50																																																																								
行政区	擁壁の亀裂等	がけ崩れ等	計																																																																								
北 区	10	25	35																																																																								
左京区	1	19	20																																																																								
東山区	39	22	61																																																																								
山科区	21	16	37																																																																								
右京区	2	26	28																																																																								
西京区	12	23	35																																																																								
伏見区	6	16	22																																																																								
計	91	147	238																																																																								
43	<p>4 宅地の安全性の確保</p> <p>(8) 土砂災害特別警戒区域内建築物安全対策補助事業（都市計画局建築安全推進課）</p> <p>土砂災害特別警戒区域内で<u>建築物を新築</u>する場合は、建築基準法に基づき、土砂災害に耐えうる構造とすることが義務付けられている。（略）</p>	<p>4 宅地の安全性の確保</p> <p>(8) 土砂災害特別警戒区域内建築物安全対策補助事業（都市計画局建築安全推進課）</p> <p>土砂災害特別警戒区域内で<u>建築</u>する場合は、建築基準法に基づき、土砂災害に耐えうる構造とすることが義務付けられている。（略）</p>	<p>字句修正</p>																																																																								
44	<p>1 建築物の不燃化促進</p> <p>(3) 一般建築物の不燃化促進（都市計画局建築審査課）</p> <p>ア（略）</p> <p><u>イ 都市の不燃化、建築物の安全化の必要性から、「独立行政法人住宅金融支援機構法」による融資制度等により、共同住宅、寄宿舎、一般個</u></p>	<p>1 建築物の不燃化促進</p> <p>(3) 一般建築物の不燃化促進（都市計画局建築審査課）</p> <p>ア（略）</p> <p><u>（削除）</u></p>	<p>現行制度 を踏まえた 修正</p>																																																																								

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p><u>人住宅等を耐震耐火建築物とするよう指導する。</u></p> <p><u>※ 資料2-1-2-3 京都市あんぜん住宅改善資金融資制度の概要</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	
45	<p>2 市街地の不燃化促進</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>※ 防火・準防火地域の指定（都市計画局）</p> <p>○ 令和3年7月1日末現在、防火地域は市内幹線道路沿道を中心に約169ha、準防火地域は住宅密集地を中心に約7,208haを指定</p> <p>(略)</p>	<p>2 市街地の不燃化促進</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>※ 防火・準防火地域の指定（都市計画局）</p> <p>○ 令和4年7月1日末現在、防火地域は市内幹線道路沿道を中心に約176ha、準防火地域は住宅密集地を中心に約7,205haを指定</p> <p>(略)</p>	時点修正
46	<p>2 市民の防火体制の強化</p> <p>(1) 住宅防火対策の推進（消防局市民安全課）</p> <p>(略)</p> <p>(2) 初期消火技術等の指導（消防局市民安全課）</p> <p>(略)</p> <p>(3) 住宅に対する防火指導の実施（消防局市民安全課）</p> <p>(略)</p> <p>(4) 地域ぐるみの防火・防災対策の推進（消防局市民安全課）</p> <p>(略)</p> <p>3 広報活動（消防局（総務課、予防課、指導課、市民安全課））</p> <p>防火座談会、防火講習会、防火映画会、防火研究会、巡回広報の実施、報道機関・インターネット・広報媒体等を通じた情報発信や防火の集い等を次の防火運動期間を中心に実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>2 市民の防火体制の強化</p> <p>(1) 住宅防火対策の推進（消防局予防課）</p> <p>(略)</p> <p>(2) 初期消火技術等の指導（消防局予防課）</p> <p>(略)</p> <p>(3) 住宅に対する防火指導の実施（消防局予防課）</p> <p>(略)</p> <p>(4) 地域ぐるみの防火・防災対策の推進（消防局予防課）</p> <p>(略)</p> <p>3 広報活動（消防局（総務課、予防課、指導課、消防団・自主防災推進室））</p> <p>防火座談会、防火講習会、防火映画会、防火研究会、巡回広報の実施、報道機関、インターネット、SNS、広報媒体等を通じた情報発信や防火の集い等を次の防火運動期間を中心に実施する。</p> <p>(略)</p>	組織改正に伴う修正及び字句修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
48 49	<p>1 消防活動体制の強化</p> <p>(1) 消防活動体制の充実（消防局 <u>（予防課、警防計画課）</u>） （略）</p> <p>(2) 消防指令システム等の活用（消防局 <u>（警防計画課、情報指令課）</u>） （略）</p> <p>(3) 受援体制の強化（消防局 <u>警防計画課</u>） （略）</p>	<p>1 消防活動体制の強化</p> <p>(1) 消防活動体制の充実（消防局 <u>警防課</u>） （略）</p> <p>(2) 消防指令システム等の活用（消防局 <u>警防課</u>） （略）</p> <p>(3) 受援体制の強化（消防局 <u>警防課</u>） （略）</p>	組織改正に伴う修正
49 50	<p>2 消防力の強化</p> <p>(1) 消防庁舎等の整備（消防局（施設課、<u>警防計画課</u>）） （略）</p> <p>(2) 消防車両、器材等の整備（消防局 <u>（警防計画課、消防救助課）</u>） （略）</p> <p>エ 消防機械器具の点検、修理、改造、加工を行うため、消防局に <u>装備課</u> をおき、各種の整備業務を実施する。 （略）</p> <p>(3) 化学消火体制の整備（消防局 <u>警防計画課</u>） （略）</p> <p>(4) 救急体制の整備（消防局（救急課、<u>技術指導課</u>）） （略）</p>	<p>2 消防力の強化</p> <p>(1) 消防庁舎等の整備（消防局（施設課、<u>警防課</u>）） （略）</p> <p>(2) 消防車両、器材等の整備（消防局 <u>警防課</u>） （略）</p> <p>エ 消防機械器具の点検、修理、改造、加工を行うため、消防局に <u>警防課（支援担当）</u> をおき、各種の整備業務を実施する。 （略）</p> <p>(3) 化学消火体制の整備（消防局 <u>警防課</u>） （略）</p> <p>(4) 救急体制の整備（消防局（救急課、<u>教育管理課</u>）） （略）</p>	組織改正に伴う修正及び時点修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																				
	<p>※ <u>消防車両、器材等の整備（消防局）</u></p> <p>○ <u>大規模災害備蓄器材の整備（平成8年度～）</u></p> <p><u>備蓄場所 南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内94-4 消防活動総合センター</u></p> <p><u>備蓄器材 救助用器材（エンジンカッター、削岩機、チェーンソー、油圧式救助器具等）</u></p> <p><u>救護用器材（エアータント、搬送用担架、三角巾等）、</u></p> <p><u>消火用器材（ホース、管そう等）</u></p> <p>※ 救急高度化事業（消防局）（令和3年7月1日現在）</p> <p>○ 救急救命士の配置 <u>329名</u></p> <p>（略）</p> <p>3 消防水利の確保</p> <p>(1) 活用可能水利の実態把握等（消防局 <u>（警防計画課、消防救助課）</u>）</p> <p>（略）</p> <p>(2) 活用上制約のある消防水利への対応（消防局 <u>（警防計画課、消防救助課）</u>）</p> <p>(3) 消防水利の整備（消防局 <u>（警防計画課、消防救助課）</u>）</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">（消防水利の状況）（令和3年7月1日現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>水利種別</th> <th>消火栓</th> <th>防火水槽</th> <th>井戸</th> <th>貯水池</th> <th>プール</th> <th>濠・河川 溝川</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td><u>25,665</u></td> <td><u>2,739</u></td> <td><u>32</u>(28)</td> <td>206</td> <td><u>301</u></td> <td><u>1,518</u></td> <td>0</td> <td><u>30,461</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>井戸内の（ ）内の数は、<u>防火井戸</u>を示す。</p>	水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠・河川 溝川	その他	計	箇所数	<u>25,665</u>	<u>2,739</u>	<u>32</u> (28)	206	<u>301</u>	<u>1,518</u>	0	<u>30,461</u>	<p><u>（削除）</u></p> <p>※ 救急高度化事業（消防局）（令和4年7月1日現在）</p> <p>○ 救急救命士の配置 <u>348名</u></p> <p>（略）</p> <p>3 消防水利の確保</p> <p>(1) 活用可能水利の実態把握等（消防局 <u>警防課</u>）</p> <p>（略）</p> <p>(2) 活用上制約のある消防水利への対応（消防局 <u>警防課</u>）</p> <p>（略）</p> <p>(3) 消防水利の整備（消防局 <u>警防課</u>）</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">（消防水利の状況）（令和4年7月1日現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>水利種別</th> <th>消火栓</th> <th>防火水槽</th> <th>井戸</th> <th>貯水池</th> <th>プール</th> <th>濠・河川 溝川</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td><u>25,883</u></td> <td><u>2,736</u></td> <td><u>33</u>(28)</td> <td>206</td> <td><u>296</u></td> <td><u>1,544</u></td> <td>0</td> <td><u>30,698</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>井戸内の（ ）内の数は、<u>公設防火井戸</u>を示す。</p>	水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠・河川 溝川	その他	計	箇所数	<u>25,883</u>	<u>2,736</u>	<u>33</u> (28)	206	<u>296</u>	<u>1,544</u>	0	<u>30,698</u>	
水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠・河川 溝川	その他	計																															
箇所数	<u>25,665</u>	<u>2,739</u>	<u>32</u> (28)	206	<u>301</u>	<u>1,518</u>	0	<u>30,461</u>																															
水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠・河川 溝川	その他	計																															
箇所数	<u>25,883</u>	<u>2,736</u>	<u>33</u> (28)	206	<u>296</u>	<u>1,544</u>	0	<u>30,698</u>																															

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p>4 航空消防体制の整備（消防局（<u>警防計画課、情報指令課、消防救助課</u>）） （略）</p> <p>5 消防団の強化</p> <p>(1) 消防団員の訓練・教育（消防局<u>消防団課</u>） （略）</p> <p>(2) 消防団の基準装備の配置・充実（消防局<u>消防団課</u>） （略）</p>	<p>4 航空消防体制の整備（消防局（<u>警防課、情報指令課</u>）） （略）</p> <p>5 消防団の強化</p> <p>(1) 消防団員の訓練・教育（消防局<u>消防団・自主防災推進室</u>） （略）</p> <p>(2) 消防団の基準装備の配置・充実（消防局<u>消防団・自主防災推進室</u>） （略）</p>	
53	<p>4-2 ガス施設の災害予防（<u>大阪ガス株式会社</u>） （略）</p>	<p>4-2 ガス施設の災害予防（<u>大阪ガスネットワーク株式会社</u>） （略）</p>	組織名称 の変更 に伴う修正
55	<p>1 取水・導水・浄水・送水施設等</p> <p>(1) 施設の耐震化等の機能向上（上下水道局水道部管理課） 新設する施設は、必要な耐震性を確保し、既設の施設については、老朽化や重要度等から総合的に優先度を判定し、水道施設耐震化計画に基づき効率的な改築更新・耐震化を推進し機能向上を図る。 （略）</p> <p>2 <u>配水施設</u>（上下水道局水道部管理課） <u>配水施設については、配・給水管等が破損した場合の復旧支援体制や給水不能時における応急給水用貯水量の確保のため、緊急遮断弁の設置等を行い、応急給水用貯水量の確保に努める。</u></p>	<p>1 取水・導水・浄水・送水施設等</p> <p>(1) 施設の耐震化等の機能向上（上下水道局水道部管理課） 新設する施設は、必要な耐震性を確保し、既設の施設については、老朽度や重要度等から総合的に優先度を判定し、水道施設耐震化計画に基づき効率的な改築更新・耐震化を推進し機能向上を図る。 （略）</p> <p>2 <u>配水施設等</u>（上下水道局水道部管理課） <u>配水管や給水管等が破損した場合の復旧支援体制や給水不能時における応急給水用貯水量の確保のため、緊急遮断弁の設置等を行い、応急給水用貯水量の確保に努める。</u></p>	字句修正
56	<p>※ 水道整備事業計画（<u>2018～2022</u>）（上下水道局）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 管路の改築更新・耐震化</li> <li>○ 施設の改築更新・耐震化</li> <li>○ 新山科浄水場（<u>追記</u>）トンネルの更新・耐震化</li> </ul>	<p>※ 水道整備事業計画（<u>削除</u>）（上下水道局）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 管路の改築更新・耐震化</li> <li>○ 施設の改築更新・耐震化</li> <li>○ 新山科浄水場<u>導水</u>トンネルの更新・耐震化</li> </ul>	字句修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由																								
59	<p>1 街路樹、公園樹木 <u>(追記)</u> の風害予防対策 (略) <u>(追記)</u></p>	<p>1 街路樹、公園樹木 <u>等</u> の風害予防対策 (略) <u>(4) 倒木の未然防止対策の実施 (倒木未然防止対策ユニット)</u> <u>民家裏や道路、電線などのインフラ施設沿いの倒木の未然防止対策の実施を検討する。</u></p>	<p>ユニットの新設に伴う修正</p>																								
61	<p>1 避難誘導體制の整備 (1) 避難に関する情報の伝達体制の整備（区役所、消防局（<u>市民安全課、消防署</u>）） (略) (4) 警戒区域の設定体制の整備（区役所、消防局 <u>消防救助課</u>） 区役所、消防局 <u>消防救助課</u> は、災害の発生後において広範囲の区域で立入りを制限、禁止する必要が発生する場合を想定し、関係機関と連携した警戒区域の設定体制を整備し、区総合防災訓練等を通じて習熟を図る。</p>	<p>1 避難誘導體制の整備 (1) 避難に関する情報の伝達体制の整備（区役所、消防局（<u>消防団・自主防災推進室、予防課、消防署</u>）） (略) (4) 警戒区域の設定体制の整備（区役所、消防局 <u>警防課</u>） 区役所、消防局 <u>警防課</u> は、災害の発生後において広範囲の区域で立入りを制限、禁止する必要が発生する場合を想定し、関係機関と連携した警戒区域の設定体制を整備し、区総合防災訓練等を通じて習熟を図る。</p>	<p>組織改正に伴う修正</p>																								
86	<p>3.2 被害情報を収集する (略) (被害状況の区分・収集（取りまとめ）（人、建物の被害））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の区分</th> <th>情報の内容</th> <th>担当部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>り災状況</td> <td>り災世帯、り災者数</td> <td>区本部、消防部（火災関係）</td> </tr> <tr> <td><u>火災被害</u></td> <td><u>火災による人的被害、建物被害</u></td> <td><u>消防部</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	情報の区分	情報の内容	担当部	(略)	(略)	(略)	り災状況	り災世帯、り災者数	区本部、消防部（火災関係）	<u>火災被害</u>	<u>火災による人的被害、建物被害</u>	<u>消防部</u>	<p>3.2 被害情報を収集する (略) (被害状況の区分・収集（取りまとめ）（人、建物の被害））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の区分</th> <th>情報の内容</th> <th>担当部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>り災状況</td> <td>り災世帯、り災者数</td> <td>区本部、消防部（火災関係）</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	情報の区分	情報の内容	担当部	(略)	(略)	(略)	り災状況	り災世帯、り災者数	区本部、消防部（火災関係）	<u>(削除)</u>			<p>字句修正</p>
情報の区分	情報の内容	担当部																									
(略)	(略)	(略)																									
り災状況	り災世帯、り災者数	区本部、消防部（火災関係）																									
<u>火災被害</u>	<u>火災による人的被害、建物被害</u>	<u>消防部</u>																									
情報の区分	情報の内容	担当部																									
(略)	(略)	(略)																									
り災状況	り災世帯、り災者数	区本部、消防部（火災関係）																									
<u>(削除)</u>																											

頁	現 行	修 正 案	修正理由																										
98	5.1.2 他の公共団体等へ応援を要請する（本部長） （略） ※ 協定1-1 21大都市災害時相互応援に関する協定 ※ <u>協定1-2 地震等災害時の相互応援に関する協定</u> ※ 協定1-3 近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定 ※ 協定1-4 龍馬の絆で結ぶ災害時相互応援に関する協定 （略）	5.1.2 他の公共団体等へ応援を要請する（本部長） （略） ※ 協定1-1 21大都市災害時相互応援に関する協定 <u>（削除）</u> ※ 協定1-3 近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定 ※ 協定1-4 龍馬の絆で結ぶ災害時相互応援に関する協定 （略）	国際特別都市建設連盟加盟市脱退に伴う修正																										
104	第6節 避難応急対策 ■ 役割分担 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">応急対策項目</th> <th style="width:20%;">担 当</th> <th style="width:60%;">分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">6.2 避難情報を伝達する</td> <td>区本部、消防部支援班（消防署）、警察官、<u>消防団員、自主防災組織、自治会等</u></td> <td>6.2.6 (略) <u>6.2.7 (略)</u></td> </tr> <tr> <td><u>(追記)自主防災組織、自治会等</u></td> <td><u>(上段から移動)</u> 6.2.8 (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)			6.2 避難情報を伝達する	区本部、消防部支援班（消防署）、警察官、 <u>消防団員、自主防災組織、自治会等</u>	6.2.6 (略) <u>6.2.7 (略)</u>	<u>(追記)自主防災組織、自治会等</u>	<u>(上段から移動)</u> 6.2.8 (略)	(略)		第6節 避難応急対策 ■ 役割分担 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">応急対策項目</th> <th style="width:20%;">担 当</th> <th style="width:60%;">分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">6.2 避難情報を伝達する</td> <td>区本部、消防部支援班（消防署）、警察官、<u>消防団員</u> <u>(削除)</u></td> <td>6.2.6 (略) <u>(下段へ移動)</u></td> </tr> <tr> <td><u>消防団、自主防災組織、自治会等</u></td> <td><u>6.2.7 (略)</u> 6.2.8 (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)			6.2 避難情報を伝達する	区本部、消防部支援班（消防署）、警察官、 <u>消防団員</u> <u>(削除)</u>	6.2.6 (略) <u>(下段へ移動)</u>	<u>消防団、自主防災組織、自治会等</u>	<u>6.2.7 (略)</u> 6.2.8 (略)	(略)		現行の運用体制を踏まえた修正
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																											
(略)																													
6.2 避難情報を伝達する	区本部、消防部支援班（消防署）、警察官、 <u>消防団員、自主防災組織、自治会等</u>	6.2.6 (略) <u>6.2.7 (略)</u>																											
	<u>(追記)自主防災組織、自治会等</u>	<u>(上段から移動)</u> 6.2.8 (略)																											
	(略)																												
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																											
(略)																													
6.2 避難情報を伝達する	区本部、消防部支援班（消防署）、警察官、 <u>消防団員</u> <u>(削除)</u>	6.2.6 (略) <u>(下段へ移動)</u>																											
	<u>消防団、自主防災組織、自治会等</u>	<u>6.2.7 (略)</u> 6.2.8 (略)																											
	(略)																												
107	6.1.5 避難情報を解除する（本部長） （略） 水害・土砂災害を対象とした避難情報の解除の判断基準 （京都市避難情報判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕）	6.1.5 避難情報を解除する（本部長） （略） 水害・土砂災害を対象とした避難情報の解除の判断基準 （京都市避難情報判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕）	マニュアル改正に伴う修正																										

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																								
	(略) 2 土砂災害 <u>「土砂災害警戒情報」が解除され、かつ京都府土砂災害警戒情報システムの「危険度レベル」の表示がなくなったとき</u>	(略) 2 土砂災害 <u>「大雨警報（土砂災害）」が解除されたとき</u>																																									
108	6.2.7 各家庭を戸別に訪問し、伝達の周知を図る（ <u>区本部、消防部支援班（消防署）、警察官、消防団員、自主防災組織、自治会など</u> ） <u>区本部、消防部支援班（消防署）、警察官、消防団員、自主防災組織、自治会等は、必要があるときは各家庭を戸別に訪問して伝達の周知を図る。</u>	6.2.7 各家庭を戸別に訪問し、伝達の周知を図る（ <u>（削除）消防団員、自主防災組織、自治会等</u> ） <u>（削除）消防団員、自主防災組織、自治会等は、必要があるときは各家庭を戸別に訪問して伝達の周知を図る。</u>	現行の運用体制を踏まえた修正																																								
125	第8節 消防活動 ■ 役割分担 <table border="1" data-bbox="143 815 1034 1406"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担 当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">8.1 消防活動の体制を確立する</td> <td>消防部（総務班、<u>調整班</u>）、消防団</td> <td>8.1.1 (略)</td> </tr> <tr> <td>消防部（通信指令班（作戦担当）、<u>調整班</u>）、消防団</td> <td>8.1.2 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>消防部（活動支援班、後方支援班）</u></td> <td>8.1.4 (略)</td> </tr> <tr> <td><u>消防部活動支援班</u></td> <td>8.1.5 (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	8.1 消防活動の体制を確立する	消防部（総務班、 <u>調整班</u> ）、消防団	8.1.1 (略)	消防部（通信指令班（作戦担当）、 <u>調整班</u> ）、消防団	8.1.2 (略)	(略)	(略)	<u>消防部（活動支援班、後方支援班）</u>	8.1.4 (略)	<u>消防部活動支援班</u>	8.1.5 (略)	(略)			(略)	(略)	(略)	第8節 消防活動 ■ 役割分担 <table border="1" data-bbox="1084 815 1975 1406"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担 当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">8.1 消防活動の体制を確立する</td> <td>消防部（総務班、<u>警防班</u>）、消防団</td> <td>8.1.1 (略)</td> </tr> <tr> <td>消防部（通信指令班（作戦担当）、<u>警防班</u>）、消防団</td> <td>8.1.2 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>消防部（警防班、後方支援班）</u></td> <td>8.1.4 (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8.1.5 (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	8.1 消防活動の体制を確立する	消防部（総務班、 <u>警防班</u> ）、消防団	8.1.1 (略)	消防部（通信指令班（作戦担当）、 <u>警防班</u> ）、消防団	8.1.2 (略)	(略)	(略)	<u>消防部（警防班、後方支援班）</u>	8.1.4 (略)		8.1.5 (略)	(略)			(略)	(略)	(略)	組織改正に伴う修正
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																									
8.1 消防活動の体制を確立する	消防部（総務班、 <u>調整班</u> ）、消防団	8.1.1 (略)																																									
	消防部（通信指令班（作戦担当）、 <u>調整班</u> ）、消防団	8.1.2 (略)																																									
	(略)	(略)																																									
	<u>消防部（活動支援班、後方支援班）</u>	8.1.4 (略)																																									
	<u>消防部活動支援班</u>	8.1.5 (略)																																									
(略)																																											
(略)	(略)	(略)																																									
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																									
8.1 消防活動の体制を確立する	消防部（総務班、 <u>警防班</u> ）、消防団	8.1.1 (略)																																									
	消防部（通信指令班（作戦担当）、 <u>警防班</u> ）、消防団	8.1.2 (略)																																									
	(略)	(略)																																									
	<u>消防部（警防班、後方支援班）</u>	8.1.4 (略)																																									
		8.1.5 (略)																																									
(略)																																											
(略)	(略)	(略)																																									

頁	現 行	修 正 案	修正理由																								
	<table border="1" data-bbox="143 233 1034 478"> <tr> <td data-bbox="143 233 389 328">8.3 災害現場活動を行う</td> <td data-bbox="389 233 689 328">消防部<b>消防救助班</b>（航空担当）</td> <td data-bbox="689 233 1034 328">8.3.4 （略）</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="389 328 689 376">（略）</td> <td data-bbox="689 328 1034 376">（略）</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="389 376 689 424">消防部<b>消防救助班</b></td> <td data-bbox="689 376 1034 424">8.3.6 （略）</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="389 424 689 478">（略）</td> <td data-bbox="689 424 1034 478">（略）</td> </tr> </table> <p data-bbox="143 488 1034 858"> 8.1 消防活動の体制を確立する  （略）  8.1.1 警防本部、団警防本部等の組織、編成を行う（消防部（総務班、<b>調整班</b>）、消防団）  （略）  8.1.2 職員、団員の非常召集を行う（消防部（通信指令班（作戦担当）、<b>調整班</b>）、消防団）  （略） </p>	8.3 災害現場活動を行う	消防部 <b>消防救助班</b> （航空担当）	8.3.4 （略）		（略）	（略）		消防部 <b>消防救助班</b>	8.3.6 （略）		（略）	（略）	<table border="1" data-bbox="1084 233 1975 478"> <tr> <td data-bbox="1084 233 1330 328">8.3 災害現場活動を行う</td> <td data-bbox="1330 233 1630 328">消防部<b>警防班</b>（航空担当）</td> <td data-bbox="1630 233 1975 328">8.3.4 （略）</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1330 328 1630 376">（略）</td> <td data-bbox="1630 328 1975 376">（略）</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1330 376 1630 424">消防部<b>警防班</b></td> <td data-bbox="1630 376 1975 424">8.3.6 （略）</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1330 424 1630 478">（略）</td> <td data-bbox="1630 424 1975 478">（略）</td> </tr> </table> <p data-bbox="1084 488 1975 858"> 8.1 消防活動の体制を確立する  （略）  8.1.1 警防本部、団警防本部等の組織、編成を行う（消防部（総務班、<b>警防班</b>）、消防団）  （略）  8.1.2 職員、団員の非常召集を行う（消防部（通信指令班（作戦担当）、<b>警防班</b>）、消防団）  （略） </p>	8.3 災害現場活動を行う	消防部 <b>警防班</b> （航空担当）	8.3.4 （略）		（略）	（略）		消防部 <b>警防班</b>	8.3.6 （略）		（略）	（略）	
8.3 災害現場活動を行う	消防部 <b>消防救助班</b> （航空担当）	8.3.4 （略）																									
	（略）	（略）																									
	消防部 <b>消防救助班</b>	8.3.6 （略）																									
	（略）	（略）																									
8.3 災害現場活動を行う	消防部 <b>警防班</b> （航空担当）	8.3.4 （略）																									
	（略）	（略）																									
	消防部 <b>警防班</b>	8.3.6 （略）																									
	（略）	（略）																									
126	<p data-bbox="143 868 1034 1050"> 8.1.4 応援隊の受入体制を整備する（消防部（<b>活動支援班</b>、後方支援班））  消防部（<b>活動支援班</b>、後方支援班）は、応援隊を指揮・統制し、迅速かつ的確な大規模災害（震災を除く。）現場活動を行うため、次のことを実施する。 </p> <p data-bbox="143 1059 1034 1198"> 8.1.5 応援隊を受け入れる（消防部<b>活動支援班</b>）  消防部<b>活動支援班</b>は、集結予定場所において緊急消防援助隊等の応援隊を受け入れる。 </p>	<p data-bbox="1084 868 1975 1050"> 8.1.4 応援隊の受入体制を整備する（消防部（<b>警防班</b>、後方支援班））  消防部（<b>警防班</b>、後方支援班）は、応援隊を指揮・統制し、迅速かつ的確な大規模災害（震災を除く。）現場活動を行うため、次のことを実施する。 </p> <p data-bbox="1084 1059 1975 1198"> 8.1.5 応援隊を受け入れる（消防部<b>警防班</b>）  消防部<b>警防班</b>は、集結予定場所において緊急消防援助隊等の応援隊を受け入れる。 </p>	組織改正に伴う修正																								
127	<p data-bbox="143 1208 1034 1347"> 8.3.4 航空機隊の活動を行う（消防部<b>消防救助班</b>（航空担当））  航空機隊（消防部<b>消防救助班</b>（航空担当））は、次の活動を行う。  （略） </p> <p data-bbox="143 1356 1034 1391"> 8.3.6 関係機関等との連携を図る（消防部<b>消防救助班</b>） </p>	<p data-bbox="1084 1208 1975 1347"> 8.3.4 航空機隊の活動を行う（消防部<b>警防班</b>（航空担当））  航空機隊（消防部<b>警防班</b>（航空担当））は、次の活動を行う。  （略） </p> <p data-bbox="1084 1356 1975 1391"> 8.3.6 関係機関等との連携を図る（消防部<b>警防班</b>） </p>	組織改正に伴う修正																								

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																																				
130	<p>第9節 医療救護活動</p> <p>■ 役割分担</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">応急対策項目</th> <th style="width: 30%;">担 当</th> <th style="width: 40%;">分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="vertical-align: middle;">9.8 救急搬送を行う</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消防部調整班</td> <td style="text-align: center;">9.8.4 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保健福祉部医療調整班、消防部（救急班、<u>消防救助班</u>（航空担当）、通信指令班（作戦担当））</td> <td style="text-align: center;">9.8.7 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消防部（救急班、<u>消防救助班</u>（航空担当）、通信指令班（作戦担当））</td> <td style="text-align: center;">9.8.8 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消防部調整班</td> <td style="text-align: center;">9.8.9 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消防部（<u>消防救助班</u>（航空担当）、通信指令班（作戦担当））</td> <td style="text-align: center;">9.8.11 (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)			9.8 救急搬送を行う	(略)	(略)	消防部調整班	9.8.4 (略)	(略)	(略)	保健福祉部医療調整班、消防部（救急班、 <u>消防救助班</u> （航空担当）、通信指令班（作戦担当））	9.8.7 (略)	消防部（救急班、 <u>消防救助班</u> （航空担当）、通信指令班（作戦担当））	9.8.8 (略)	消防部調整班	9.8.9 (略)	(略)	(略)	消防部（ <u>消防救助班</u> （航空担当）、通信指令班（作戦担当））	9.8.11 (略)	(略)			<p>第9節 医療救護活動</p> <p>■ 役割分担</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">応急対策項目</th> <th style="width: 30%;">担 当</th> <th style="width: 40%;">分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="vertical-align: middle;">9.8 救急搬送を行う</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消防部警防班</td> <td style="text-align: center;">9.8.4 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保健福祉部医療調整班、消防部（救急班、<u>警防班</u>（航空担当）、通信指令班（作戦担当））</td> <td style="text-align: center;">9.8.7 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消防部（救急班、<u>警防班</u>（航空担当）、通信指令班（作戦担当））</td> <td style="text-align: center;">9.8.8 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消防部警防班</td> <td style="text-align: center;">9.8.9 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消防部（<u>警防班</u>（航空担当）、通信指令班（作戦担当））</td> <td style="text-align: center;">9.8.11 (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)			9.8 救急搬送を行う	(略)	(略)	消防部警防班	9.8.4 (略)	(略)	(略)	保健福祉部医療調整班、消防部（救急班、 <u>警防班</u> （航空担当）、通信指令班（作戦担当））	9.8.7 (略)	消防部（救急班、 <u>警防班</u> （航空担当）、通信指令班（作戦担当））	9.8.8 (略)	消防部警防班	9.8.9 (略)	(略)	(略)	消防部（ <u>警防班</u> （航空担当）、通信指令班（作戦担当））	9.8.11 (略)	(略)			<p>組織改正に伴う修正</p>
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																																					
(略)																																																							
9.8 救急搬送を行う	(略)	(略)																																																					
	消防部調整班	9.8.4 (略)																																																					
	(略)	(略)																																																					
	保健福祉部医療調整班、消防部（救急班、 <u>消防救助班</u> （航空担当）、通信指令班（作戦担当））	9.8.7 (略)																																																					
	消防部（救急班、 <u>消防救助班</u> （航空担当）、通信指令班（作戦担当））	9.8.8 (略)																																																					
	消防部調整班	9.8.9 (略)																																																					
	(略)	(略)																																																					
消防部（ <u>消防救助班</u> （航空担当）、通信指令班（作戦担当））	9.8.11 (略)																																																						
(略)																																																							
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																																					
(略)																																																							
9.8 救急搬送を行う	(略)	(略)																																																					
	消防部警防班	9.8.4 (略)																																																					
	(略)	(略)																																																					
	保健福祉部医療調整班、消防部（救急班、 <u>警防班</u> （航空担当）、通信指令班（作戦担当））	9.8.7 (略)																																																					
	消防部（救急班、 <u>警防班</u> （航空担当）、通信指令班（作戦担当））	9.8.8 (略)																																																					
	消防部警防班	9.8.9 (略)																																																					
	(略)	(略)																																																					
消防部（ <u>警防班</u> （航空担当）、通信指令班（作戦担当））	9.8.11 (略)																																																						
(略)																																																							
135	<p>9.8.4 他都市からの応援隊の派遣を要請する（<u>消防部調整班</u>） 消防部調整班は、京都市のみの対応で困難な場合は、緊急消防援助隊等の他都市からの応援救急隊の派遣を要請する。 (略)</p> <p>9.8.7 搬送先、ヘリコプターの運行等に連携して対応する（保健福祉部</p>	<p>9.8.4 他都市からの応援隊の派遣を要請する（<u>消防部警防班</u>） 消防部警防班は、京都市のみの対応で困難な場合は、緊急消防援助隊等の他都市からの応援救急隊の派遣を要請する。 (略)</p> <p>9.8.7 搬送先、ヘリコプターの運行等に連携して対応する（保健福祉部</p>	<p>組織改正に伴う修正</p>																																																				

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p>医療調整班、消防部（救急班、<b>消防救助班</b>（航空担当）、通信指令班（作戦担当））</p> <p>救急搬送にヘリコプターの活用を図る必要がある場合は、搬送先やヘリコプターの運行等について、保健福祉部長（保健福祉部医療調整班）、消防部長（消防部（救急班、<b>消防救助班</b>（航空担当）、通信指令班（作戦担当）））が連携して対応する。</p> <p>9.8.8 京都市消防ヘリコプターで搬送する（消防部（救急班、<b>消防救助班</b>（航空担当）、通信指令班（作戦担当）））</p> <p>消防部（救急班、<b>消防救助班</b>（航空担当）、通信指令班（作戦担当））は、京都市消防ヘリコプターでの二次搬送を行う。</p> <p>（略）</p> <p>9.8.9 他都市等の応援を要請する（消防部<b>調整班</b>）</p> <p>消防部長（消防部<b>調整班</b>）は、京都市消防ヘリコプターのみでは対応が困難な場合には、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱に基づく応援要請を行う。</p> <p>（略）</p>	<p>医療調整班、消防部（救急班、<b>警防班</b>（航空担当）、通信指令班（作戦担当））</p> <p>救急搬送にヘリコプターの活用を図る必要がある場合は、搬送先やヘリコプターの運行等について、保健福祉部長（保健福祉部医療調整班）、消防部長（消防部（救急班、<b>警防班</b>（航空担当）、通信指令班（作戦担当）））が連携して対応する。</p> <p>9.8.8 京都市消防ヘリコプターで搬送する（消防部（救急班、<b>警防班</b>（航空担当）、通信指令班（作戦担当）））</p> <p>消防部（救急班、<b>警防班</b>（航空担当）、通信指令班（作戦担当））は、京都市消防ヘリコプターでの二次搬送を行う。</p> <p>（略）</p> <p>9.8.9 他都市等の応援を要請する（消防部<b>警防班</b>）</p> <p>消防部長（消防部<b>警防班</b>）は、京都市消防ヘリコプターのみでは対応が困難な場合には、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱に基づく応援要請を行う。</p> <p>（略）</p>	
136	<p>9.8.11 関係機関と調整を行い、航空管制等を実施する（消防部（<b>消防救助班</b>（航空担当）、通信指令班（作戦担当）））</p> <p>応援ヘリコプターを受け入れた場合の航空管制等については、消防部長（消防部（<b>消防救助班</b>（航空担当）、通信指令班（作戦担当）））と関係機関が調整を行い運用する。</p>	<p>9.8.11 関係機関と調整を行い、航空管制等を実施する（消防部（<b>警防班</b>（航空担当）、通信指令班（作戦担当）））</p> <p>応援ヘリコプターを受け入れた場合の航空管制等については、消防部長（消防部（<b>警防班</b>（航空担当）、通信指令班（作戦担当）））と関係機関が調整を行い運用する。</p>	組織改正に伴う修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																						
155	<p>第14節 応急給水活動</p> <p>■ 役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担 当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14.1 応急給水の 方針を決定す る</td> <td>上下水道部業務班</td> <td>(略) 14.1.3 優先的な車両輸送 による給水計画を策 定する</td> </tr> <tr> <td>14.2 応急給水の 体制を確立す る</td> <td>上下水道部総務班</td> <td>(略) 14.2.3 関係会社・18大都 市職員を暫定的に太 秦庁舎、各浄水場で 受け入れる (略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">14.3 応急給水を 実施する</td> <td>上下水道部業務班 上下水道部水質班</td> <td>(1) 応急給水の方法 (略) 14.3.6 水質管理を行う</td> </tr> <tr> <td>区本部</td> <td>(2) 区本部等の対応 (略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">14.4 応急給水の 広報活動を実 施する</td> <td>上下水道部総務班</td> <td>(略) 14.4.5 広報車（追記）に よる広報を行う (上段から移動)</td> </tr> <tr> <td>上下水道部（総務班、 業務班）</td> <td>14.4.6 市民への広報紙等</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	14.1 応急給水の 方針を決定す る	上下水道部業務班	(略) 14.1.3 優先的な車両輸送 による給水計画を策 定する	14.2 応急給水の 体制を確立す る	上下水道部総務班	(略) 14.2.3 関係会社・18大都 市職員を暫定的に太 秦庁舎、各浄水場で 受け入れる (略)	14.3 応急給水を 実施する	上下水道部業務班 上下水道部水質班	(1) 応急給水の方法 (略) 14.3.6 水質管理を行う	区本部	(2) 区本部等の対応 (略)	14.4 応急給水の 広報活動を実 施する	上下水道部総務班	(略) 14.4.5 広報車（追記）に よる広報を行う (上段から移動)	上下水道部（総務班、 業務班）	14.4.6 市民への広報紙等	<p>第14節 応急給水活動</p> <p>■ 役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担 当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14.1 応急給水の 方針を決定す る</td> <td>上下水道部応急給水班</td> <td>(略) 14.1.3 優先的な車両輸送 等による給水計画を 策定する</td> </tr> <tr> <td>14.2 応急給水の 体制を確立す る</td> <td>上下水道部総務班</td> <td>(略) 14.2.3 関係会社・18大都 市職員を総合庁舎、 太秦庁舎（削除）で 受け入れる (略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">14.3 応急給水を 実施する</td> <td>上下水道部応急給水班</td> <td>(1) 応急給水の方法 (略)（野線削除） 14.3.6 水質確認を行う</td> </tr> <tr> <td>区本部</td> <td>(2) 区本部等の対応 (略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">14.4 応急給水の 広報活動を実 施する</td> <td>上下水道部（広報・報 道班、窓口班）</td> <td>(略) (下段へ移動)</td> </tr> <tr> <td>上下水道部応急給水班</td> <td>14.4.5 広報車及び広報紙 等による広報を行う (削除)</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	14.1 応急給水の 方針を決定す る	上下水道部応急給水班	(略) 14.1.3 優先的な車両輸送 等による給水計画を 策定する	14.2 応急給水の 体制を確立す る	上下水道部総務班	(略) 14.2.3 関係会社・18大都 市職員を総合庁舎、 太秦庁舎（削除）で 受け入れる (略)	14.3 応急給水を 実施する	上下水道部応急給水班	(1) 応急給水の方法 (略)（野線削除） 14.3.6 水質確認を行う	区本部	(2) 区本部等の対応 (略)	14.4 応急給水の 広報活動を実 施する	上下水道部（広報・報 道班、窓口班）	(略) (下段へ移動)	上下水道部応急給水班	14.4.5 広報車及び広報紙 等による広報を行う (削除)	<p>関係マニ ュアル等 の見直し に伴う修 正</p>
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																							
14.1 応急給水の 方針を決定す る	上下水道部業務班	(略) 14.1.3 優先的な車両輸送 による給水計画を策 定する																																							
14.2 応急給水の 体制を確立す る	上下水道部総務班	(略) 14.2.3 関係会社・18大都 市職員を暫定的に太 秦庁舎、各浄水場で 受け入れる (略)																																							
14.3 応急給水を 実施する	上下水道部業務班 上下水道部水質班	(1) 応急給水の方法 (略) 14.3.6 水質管理を行う																																							
	区本部	(2) 区本部等の対応 (略)																																							
14.4 応急給水の 広報活動を実 施する	上下水道部総務班	(略) 14.4.5 広報車（追記）に よる広報を行う (上段から移動)																																							
	上下水道部（総務班、 業務班）	14.4.6 市民への広報紙等																																							
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																							
14.1 応急給水の 方針を決定す る	上下水道部応急給水班	(略) 14.1.3 優先的な車両輸送 等による給水計画を 策定する																																							
14.2 応急給水の 体制を確立す る	上下水道部総務班	(略) 14.2.3 関係会社・18大都 市職員を総合庁舎、 太秦庁舎（削除）で 受け入れる (略)																																							
14.3 応急給水を 実施する	上下水道部応急給水班	(1) 応急給水の方法 (略)（野線削除） 14.3.6 水質確認を行う																																							
	区本部	(2) 区本部等の対応 (略)																																							
14.4 応急給水の 広報活動を実 施する	上下水道部（広報・報 道班、窓口班）	(略) (下段へ移動)																																							
	上下水道部応急給水班	14.4.5 広報車及び広報紙 等による広報を行う (削除)																																							

頁	現 行	修 正 案	修正理由																															
	<p style="text-align: center;"><u>の配布を行う</u></p> <p>14.1 応急給水の方針を決定する</p> <p>地震災害による<u>給水</u>施設の<u>破壊</u>、飲料水の枯渇、汚染などにより、<u>飲料水</u>に適する水を得ることができない者に対して、応急的に必要量の給水を行う。</p> <p>京都市に災害救助法を適用した場合は、京都市災害救助法施行規則第2条に規定する救助の程度、方法及び機関の範囲内で救助（応急給水等）を実施し、同範囲内での救助が困難なときは、国に特別基準の設定について協議する。京都府下においては、本市を含む複数の市町村に災害救助法が適用される広域災害では、京都府災害救助資源配分計画に基づき、京都府の連絡調整の下、救助を実施する。<u>（追記）</u></p>	<p>14.1 応急給水の方針を決定する</p> <p>地震災害による<u>水道</u>施設の<u>被害</u>、飲料水の枯渇、汚染などにより、<u>飲用</u>に適する水を得ることができない者に対して、応急的に必要量の給水を行う。</p> <p>京都市に災害救助法を適用した場合は、京都市災害救助法施行規則第2条に規定する救助の程度、方法及び機関の範囲内で救助（応急給水等）を実施し、同範囲内での救助が困難なときは、国に特別基準の設定について協議する。京都府下においては、本市を含む複数の市町村に災害救助法が適用される広域災害では、京都府災害救助資源配分計画に基づき、京都府の連絡調整の下、救助を実施する。<u>その他、生命維持の観点から、断水している病院等の重要施設の応急給水を行う。</u></p>																																
156	<p>14.1.1 応急給水に必要な情報を速やかに収集する（上下水道部<u>業務班</u>）</p> <p>上下水道部<u>業務班</u>は、地震の発生直後、断水状況、給水の需要、道路の通行可否等必要な情報を速やかに収集する。</p> <p>14.1.2 応急給水に関わる計画を立てる（上下水道部<u>業務班</u>） （略）</p> <p style="text-align: center;">（給水量）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>災害発生からの日数</u></th> <th><u>目 標 水 量</u></th> <th><u>市民の水の運搬距離</u></th> <th><u>主な給水方法</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>災害発生～3日</u></td> <td><u>3ℓ／人・日</u></td> <td><u>おおむね 1km以内</u></td> <td><u>応急給水槽、飲料水兼用型耐震性貯水槽、タンク車</u></td> </tr> <tr> <td><u>10日</u></td> <td><u>20 ℓ／人・日</u></td> <td><u>おおむね250m以内</u></td> <td><u>配水幹線付近の仮設給水栓</u></td> </tr> <tr> <td><u>21日</u></td> <td><u>100 ℓ／人・日</u></td> <td><u>おおむね100m以内</u></td> <td><u>配水支線上の仮設給水栓</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>災害発生からの日数</u>	<u>目 標 水 量</u>	<u>市民の水の運搬距離</u>	<u>主な給水方法</u>	<u>災害発生～3日</u>	<u>3ℓ／人・日</u>	<u>おおむね 1km以内</u>	<u>応急給水槽、飲料水兼用型耐震性貯水槽、タンク車</u>	<u>10日</u>	<u>20 ℓ／人・日</u>	<u>おおむね250m以内</u>	<u>配水幹線付近の仮設給水栓</u>	<u>21日</u>	<u>100 ℓ／人・日</u>	<u>おおむね100m以内</u>	<u>配水支線上の仮設給水栓</u>	<p>14.1.1 応急給水に必要な情報を速やかに収集する（上下水道部<u>応急給水班</u>）</p> <p>上下水道部<u>応急給水班</u>は、地震の発生直後、断水状況、給水の需要、道路の通行可否等必要な情報を速やかに収集する。</p> <p>14.1.2 応急給水に関わる計画を立てる（上下水道部<u>応急給水班</u>） （略）</p> <p style="text-align: center;">（給水量）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>発災からの日数</u></th> <th><u>1人1日確保水量</u></th> <th><u>市民の水の運搬距離</u></th> <th><u>備考（水の用途）</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>発災～3日まで</u></td> <td><u>3ℓ</u></td> <td><u>概ね 1km以内</u></td> <td><u>飲料等生命維持のために最低限必要とする水量</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>14日まで</u></td> <td><u>前半</u></td> <td><u>20ℓ</u></td> <td><u>概ね500m以内</u></td> </tr> <tr> <td><u>後半</u></td> <td><u>30ℓ</u></td> <td><u>概ね250m以内</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>発災からの日数</u>	<u>1人1日確保水量</u>	<u>市民の水の運搬距離</u>	<u>備考（水の用途）</u>	<u>発災～3日まで</u>	<u>3ℓ</u>	<u>概ね 1km以内</u>	<u>飲料等生命維持のために最低限必要とする水量</u>	<u>14日まで</u>	<u>前半</u>	<u>20ℓ</u>	<u>概ね500m以内</u>	<u>後半</u>	<u>30ℓ</u>	<u>概ね250m以内</u>	関係マニュアル等 の見直しに伴う修正
<u>災害発生からの日数</u>	<u>目 標 水 量</u>	<u>市民の水の運搬距離</u>	<u>主な給水方法</u>																															
<u>災害発生～3日</u>	<u>3ℓ／人・日</u>	<u>おおむね 1km以内</u>	<u>応急給水槽、飲料水兼用型耐震性貯水槽、タンク車</u>																															
<u>10日</u>	<u>20 ℓ／人・日</u>	<u>おおむね250m以内</u>	<u>配水幹線付近の仮設給水栓</u>																															
<u>21日</u>	<u>100 ℓ／人・日</u>	<u>おおむね100m以内</u>	<u>配水支線上の仮設給水栓</u>																															
<u>発災からの日数</u>	<u>1人1日確保水量</u>	<u>市民の水の運搬距離</u>	<u>備考（水の用途）</u>																															
<u>発災～3日まで</u>	<u>3ℓ</u>	<u>概ね 1km以内</u>	<u>飲料等生命維持のために最低限必要とする水量</u>																															
<u>14日まで</u>	<u>前半</u>	<u>20ℓ</u>	<u>概ね500m以内</u>																															
	<u>後半</u>	<u>30ℓ</u>	<u>概ね250m以内</u>																															

頁	現 行				修 正 案				修正理由
	28日	被災前給水量 (約250 ℓ/人・日)	おおむね10m以内	仮配管からの各戸給水共用栓	復旧まで	250% <sup>※</sup>	概ね10m以内	多少の不便を伴うが通常 の生活が可能となる水量	
	水道の耐震化計画等策定指針：厚生労働省				応急給水マニュアル：京都市上下水道局				
	<p>14.1.3 優先的な<u>車両輸送</u>による給水計画を策定する（上下水道部<u>業務班</u>） 上下水道部<u>業務班</u>は、<u>(追記)</u>人命にかかわる人工透析等の医療設備を備えている<u>医療機関や福祉施設</u>からの緊急要請に対応するため、優先的な<u>車両輸送</u>による給水計画を策定する。</p> <p>14.2 応急給水の体制を確立する (略)</p> <p>14.2.3 関係会社・18大都市職員を<u>暫定的に</u>太秦庁舎、<u>各浄水場</u>で受け入れる（上下水道部総務班） 上下水道部総務班は、関係会社や他都市等の応急対策に従事する職員を、<u>暫定的に</u>太秦庁舎<u>及び各浄水場</u>で受け入れる。</p>				<p>14.1.3 優先的な<u>車両輸送等</u>による給水計画を策定する（上下水道部<u>応急給水班</u>） 上下水道部<u>応急給水班</u>は、<u>災害拠点病院や救急告示医療機関、</u>人命にかかわる人工透析等の医療設備を備えている<u>病院、福祉避難所となる社会福祉施設等の重要施設</u>からの緊急要請に対応するため、優先的な<u>車両輸送等</u>による給水計画を策定する。</p> <p>14.2 応急給水の体制を確立する (略)</p> <p>14.2.3 関係会社・18大都市職員を<u>総合庁舎、</u>太秦庁舎 <u>(削除)</u>で受け入れる（上下水道部総務班） 上下水道部総務班は、関係会社や他都市等の応急対策に従事する職員を、<u>総合庁舎、</u>太秦庁舎 <u>(削除)</u>で受け入れる。</p>				
157	<p>14.3 応急給水を実施する (略)</p> <p>14.3.1 給水拠点を設定する（上下水道部<u>業務班</u>） 上下水道部<u>業務班</u>は、おおむね次の施設等に順次給水拠点を設定していく。  (給水拠点設置場所)</p> <p>ア <u>避難所（福祉避難所含む）</u>や本部が指定する<u>広域避難場所</u> イ 災害拠点病院、<u>応急救護所が設置されている施設</u>、透析治療を行う施設、<u>(追記)</u> <u>社会福祉施設（入所型）</u> ウ その他緊急の要請があった場所</p>				<p>14.3 応急給水を実施する (略)</p> <p>14.3.1 給水拠点を設定する（上下水道部<u>応急給水班</u>） 上下水道部<u>応急給水班</u>は、おおむね次の施設等に順次給水拠点を設定していく。  (給水拠点設置場所)</p> <p>ア <u>指定避難所</u> イ 災害拠点病院、<u>救急告示医療機関</u>、透析治療を行う施設、<u>福祉避難所となる社会福祉施設（削除）</u> ウ その他緊急の要請があった場所</p>				関係マニュアル等の見直しに伴う修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p>14.3.2 車両輸送による応急給水を行う（上下水道部<b>業務班</b>）  上下水道部<b>業務班</b>は、<u>営業所等に設置されている応急給水槽</u>や浄水場の配水池、配水ポンプ場、貯水槽を給水基地として、飲料水等を車両輸送する方法で応急給水を行う。</p> <p>14.3.3 仮設給水栓による応急給水を行う（上下水道部<b>業務班</b>）  上下水道部<b>業務班</b>は、断水地域の状況や水道施設の復旧状況等によっては、消火栓や応急仮設配管（<u>追記</u>）を利用して下記により応急給水を実施する。</p> <p style="text-align: center;">（仮設給水栓による応急給水の方法）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 消火栓を利用した応急給水</p> <p>イ <u>利用できる消火栓がある場合は、応急給水装置に接続し、給水を行う。</u></p> <p>ウ <u>応急仮設配管による応急給水</u></p> <p>エ <u>復旧が長期間を要すると予想される断水地域や大量の水を必要とする大規模な医療機関等の断水に対しては、状況に応じて応急仮設配管を行い、仮設給水栓を設置して給水を行う。</u></p> </div> <p>14.3.4 給水拠点の増設を行う（上下水道部<b>業務班</b>）  上下水道部<b>業務班</b>は、通常の給水が行われるまでの間、段階的に市民の搬送距離を短縮するよう、適宜給水拠点を増設する。</p> <p>14.3.5 給水拠点を閉鎖する（上下水道部<b>業務班</b>）  上下水道部<b>業務班</b>は、通常の給水が行われたときは、給水拠点を閉鎖する。</p> <p>災害救助法適用時、上下水道部<b>業務班</b>は、応急給水の実施状況を保健福祉部長へ報告する。</p> <p>14.3.6 水質<b>管理</b>を行う（上下水道部<b>水質班</b>）  上下水道部<b>水質班</b>は、<u>災害時には、衛生的な環境が悪化するおそ</u></p>	<p>14.3.2 車両輸送による応急給水を行う（上下水道部<b>応急給水班</b>）  上下水道部<b>応急給水班</b>は、<u>浄水場や総合庁舎、太秦庁舎、配水管の消火栓</u>、浄水場の配水池、配水ポンプ場、貯水槽を給水基地として、飲料水等を車両輸送する方法で応急給水を行う。</p> <p>14.3.3 仮設給水栓による応急給水を行う（上下水道部<b>応急給水班</b>）  上下水道部<b>応急給水班</b>は、断水地域の状況や水道施設の復旧状況等によっては、消火栓や応急仮設配管、<u>仮設給水槽</u>を利用して下記により応急給水を実施する。</p> <p style="text-align: center;">（仮設給水栓による応急給水の方法）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 消火栓を利用した応急給水</p> <p>イ <u>応急仮設配管による応急給水</u></p> <p>ウ <u>仮設給水槽を用いた応急給水（削除）</u></p> </div> <p>14.3.4 給水拠点の増設を行う（上下水道部<b>応急給水班</b>）  上下水道部<b>応急給水班</b>は、通常の給水が行われるまでの間、段階的に市民の搬送距離を短縮するよう、適宜給水拠点を増設する。</p> <p>14.3.5 給水拠点を閉鎖する（上下水道部<b>応急給水班</b>）  上下水道部<b>応急給水班</b>は、通常の給水が行われたときは、給水拠点を閉鎖する。</p> <p>災害救助法適用時、上下水道部<b>応急給水班</b>は、応急給水の実施状況を保健福祉部長へ報告する。</p> <p>14.3.6 水質<b>確認</b>を行う（上下水道部<b>応急給水班</b>）  上下水道部<b>応急給水班</b>は、<u>水道水の水質維持のため、遊離残留塩</u></p>	

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p><u>れがあるため、水道水については、水質検査を強化するとともに、必要に応じて塩素剤を投入するなど、水質管理に万全を期する。</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>素が確保できていること等の水質確認を行う。</u></p> <p>(略)</p>	
158	<p>14.4 応急給水の広報活動を実施する</p> <p>(略)</p> <p>14.4.1 <u>本部</u>を通じ、報道機関の協力を得て、広域的な広報に努める（<u>上下水道部総務班</u>）</p> <p>上下水道部<u>総務班</u>は、<u>本部</u>を通じ、「第4節 広報・広聴活動」に基づいて、報道機関の協力を得て、広域的な広報に努める。</p> <p>14.4.2 24時間体制で報道機関の取材に対応する（<u>上下水道部総務班</u>）</p> <p>上下水道部<u>総務班</u>は、24時間体制で報道機関等の取材に対応する。</p> <p>14.4.3 市民への情報提供を行う（<u>上下水道部総務班</u>）</p> <p>上下水道部<u>総務班</u>は、市民の不安の軽減を図るため、発災直後からできるだけ情報の提供を行う。</p> <p>14.4.4 24時間体制で市民からの問合せに対応する（<u>上下水道部総務班</u>）</p> <p>上下水道部<u>総務班</u>は、24時間体制で市民からの問合せに対応する。</p> <p>14.4.5 広報車<u>(追記)</u>による広報を行う（<u>上下水道部(総務班、業務班)</u>）</p> <p>上下水道部<u>総務班</u>は、住民が報道機関からの情報から遮断された場合も考慮して、状況によっては広報車<u>(追記)</u>による広報を行う。</p> <p><u>14.4.6 市民への広報紙等の配布を行う（上下水道部（総務班、業務班））</u></p> <p><u>上下水道部（総務班、業務班）は、住民が報道機関からの情報か</u></p>	<p>14.4 応急給水の広報活動を実施する</p> <p>(略)</p> <p>14.4.1 <u>本部事務局</u>を通じ、報道機関の協力を得て、広域的な広報に努める（<u>上下水道部広報・報道班</u>）</p> <p>上下水道部<u>広報・報道班</u>は、<u>本部事務局</u>を通じ、「第4節 広報・広聴活動」に基づいて、報道機関の協力を得て、広域的な広報に努める。</p> <p>14.4.2 24時間体制で報道機関の取材に対応する（<u>上下水道部広報・報道班</u>）</p> <p>上下水道部<u>広報・報道班</u>は、24時間体制で報道機関等の取材に対応する。</p> <p>14.4.3 市民への情報提供を行う（<u>上下水道部広報・報道班</u>）</p> <p>上下水道部<u>広報・報道班</u>は、市民の不安の軽減を図るため、発災直後からできるだけ情報の提供を行う。</p> <p>14.4.4 24時間体制で市民からの問合せに対応する（<u>上下水道部窓口班</u>）</p> <p>上下水道部<u>窓口班</u>は、24時間体制で市民からの問合せに対応する。</p> <p>14.4.5 広報車<u>及び広報紙等</u>による広報を行う（<u>上下水道部応急給水班</u>）</p> <p>上下水道部<u>応急給水班</u>は、住民が報道機関からの情報から遮断された場合も考慮して、状況によっては広報車<u>及び広報紙等の配布</u>による広報を行う。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>関係マニュアル等の見直しに伴う修正</p>

頁	現 行	修 正 案	修正理由																												
	<u>ら遮断された場合も考慮して、状況によっては市民への広報紙等の配布を行う。</u>																														
159	<p>第15節 保健衛生活動</p> <p>■ 役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担 当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">15.4 保健活動の実施</td> <td>保健福祉部<u>保健班</u>、区本部</td> <td>15.4.1 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)			15.4 保健活動の実施	保健福祉部 <u>保健班</u> 、区本部	15.4.1 (略)	(略)	(略)	(略)			<p>第15節 保健衛生活動</p> <p>■ 役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担 当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">15.4 保健活動の実施</td> <td>保健福祉部 <u>(保健班、医療調整班)</u>、区本部</td> <td>15.4.1 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)			15.4 保健活動の実施	保健福祉部 <u>(保健班、医療調整班)</u> 、区本部	15.4.1 (略)	(略)	(略)	(略)			<p>現行の運用体制を踏まえた修正</p>
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																													
(略)																															
15.4 保健活動の実施	保健福祉部 <u>保健班</u> 、区本部	15.4.1 (略)																													
	(略)	(略)																													
(略)																															
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																													
(略)																															
15.4 保健活動の実施	保健福祉部 <u>(保健班、医療調整班)</u> 、区本部	15.4.1 (略)																													
	(略)	(略)																													
(略)																															
163	<p>15.4 保健活動の実施</p> <p>(略)</p> <p>15.4.2 被災者の安全確保、負傷者への対応、医療受診援助（保健福祉部<u>保健班</u>、区本部）</p> <p>保健福祉部<u>保健班</u>、区本部は、発災72時間以内においては、避難者の安全確保に努め、負傷者への応急救護、医療受診支援を行う。</p> <p>(略)</p> <p>15.4.8 栄養指導、口腔のケア対策（保健福祉部<u>保健班</u>、区本部）</p> <p>保健福祉部<u>保健医療班</u>、区本部は、健康相談と併せて、栄養相談や口腔ケア指導を行う。必要時、歯科受診支援を行う。定期的に巡回の管理栄養士による栄養相談や歯科衛生士による口腔ケア相談を行う。</p>	<p>15.4 保健活動の実施</p> <p>(略)</p> <p>15.4.2 被災者の安全確保、負傷者への対応、医療受診援助（保健福祉部 <u>医療調整班</u>、区本部）</p> <p>保健福祉部 <u>医療調整班</u>、区本部は、発災72時間以内においては、避難者の安全確保に努め、負傷者への応急救護、医療受診支援を行う。</p> <p>(略)</p> <p>15.4.8 栄養指導、口腔のケア対策（保健福祉部<u>保健班</u>、区本部）</p> <p>保健福祉部 <u>保健班</u>、区本部は、健康相談と併せて、栄養相談や口腔ケア指導を行う。必要時、歯科受診支援を行う。定期的に巡回の管理栄養士による栄養相談や歯科衛生士による口腔ケア相談を行う。</p>	<p>現行の運用体制を踏まえた修正</p>																												

頁	現 行	修 正 案	修正理由																								
192	<p>第21節 文化財の保護</p> <p>■ 役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担 当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>21.3 文化財建造物を火災から守る</td> <td>消防部<b>市民班</b> 文化財の所有者等</td> <td>21.3.1 (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)			21.3 文化財建造物を火災から守る	消防部 <b>市民班</b> 文化財の所有者等	21.3.1 (略)	(略)			<p>第21節 文化財の保護</p> <p>■ 役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担 当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>21.3 文化財建造物を火災から守る</td> <td>消防部<b>予防調査班</b> 文化財の所有者等</td> <td>21.3.1 (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)			21.3 文化財建造物を火災から守る	消防部 <b>予防調査班</b> 文化財の所有者等	21.3.1 (略)	(略)			組織改正に伴う修正
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																									
(略)																											
21.3 文化財建造物を火災から守る	消防部 <b>市民班</b> 文化財の所有者等	21.3.1 (略)																									
(略)																											
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																									
(略)																											
21.3 文化財建造物を火災から守る	消防部 <b>予防調査班</b> 文化財の所有者等	21.3.1 (略)																									
(略)																											
194	<p>21.3 文化財建造物を火災から守る (略)</p> <p>21.3.1 文化財に対する消火・延焼防止活動を行う（消防部<b>市民班</b>、文化財の所有者等） (略)</p>	<p>21.3 文化財建造物を火災から守る (略)</p> <p>21.3.1 文化財に対する消火・延焼防止活動を行う（消防部<b>予防調査班</b>、文化財の所有者等） (略)</p>	組織改正に伴う修正																								
214	<p>25-2 都市ガス施設の応急対策</p> <p>■実施責任者 : <b>大阪ガス株式会社</b></p> <p>■役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担 当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25-2.1 被害情報を収集伝達する</td> <td><b>大阪ガス株式会社</b></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>25-2.2 災害時の初期対応を行う</td> <td><b>大阪ガス株式会社</b></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>25-2.3 応急復旧対策を行う</td> <td><b>大阪ガス株式会社</b></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	25-2.1 被害情報を収集伝達する	<b>大阪ガス株式会社</b>	(略)	25-2.2 災害時の初期対応を行う	<b>大阪ガス株式会社</b>	(略)	25-2.3 応急復旧対策を行う	<b>大阪ガス株式会社</b>	(略)	<p>25-2 都市ガス施設の応急対策</p> <p>■実施責任者 : <b>大阪ガスネットワーク株式会社</b></p> <p>■役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担 当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25-2.1 被害情報を収集伝達する</td> <td><b>大阪ガスネットワーク株式会社</b></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>25-2.2 災害時の初期対応を行う</td> <td><b>大阪ガスネットワーク株式会社</b></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>25-2.3 応急復旧対策を行う</td> <td><b>大阪ガスネットワーク株式会社</b></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	25-2.1 被害情報を収集伝達する	<b>大阪ガスネットワーク株式会社</b>	(略)	25-2.2 災害時の初期対応を行う	<b>大阪ガスネットワーク株式会社</b>	(略)	25-2.3 応急復旧対策を行う	<b>大阪ガスネットワーク株式会社</b>	(略)	組織名称の変更に伴う修正
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																									
25-2.1 被害情報を収集伝達する	<b>大阪ガス株式会社</b>	(略)																									
25-2.2 災害時の初期対応を行う	<b>大阪ガス株式会社</b>	(略)																									
25-2.3 応急復旧対策を行う	<b>大阪ガス株式会社</b>	(略)																									
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																									
25-2.1 被害情報を収集伝達する	<b>大阪ガスネットワーク株式会社</b>	(略)																									
25-2.2 災害時の初期対応を行う	<b>大阪ガスネットワーク株式会社</b>	(略)																									
25-2.3 応急復旧対策を行う	<b>大阪ガスネットワーク株式会社</b>	(略)																									

頁	現 行	修 正 案	修正理由																										
215	<p>25-2.2 災害時の初期対応を行う (略)</p> <p>25-2.2.3 (一社)日本ガス協会の事業者からの協力を活用する 大規模な災害により、<u>事業者</u>単独で対応することが困難な場合には、(一社)日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災を<u>まぬがれた</u>事業者からの協力を活用する。</p> <p>(略)</p>	<p>25-2.2 災害時の初期対応を行う (略)</p> <p>25-2.2.3 (一社)日本ガス協会へ被害状況を連絡する 大規模な災害により、<u>本社(大阪ガスネットワーク)</u>単独で対応することが困難な場合には、(一社)日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災を<u>免れた</u>事業者からの協力を活用する<u>ため、同協会へ被害状況を連絡する。</u></p> <p>(略)</p>	字句修正																										
216	<p>25-3.1 応急復旧体制を整える (略)</p> <p>(京都市域の緊急事故通報受付電話)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">緊急事故通報受付電話</th> <th>担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;昼間&gt;</td> <td>9:00~17:30</td> <td>075-842-9463</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>&lt;夜間&gt;</td> <td>17:30~9:00</td> <td><u>075-221-1700</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	緊急事故通報受付電話			担 当	<昼間>	9:00~17:30	075-842-9463	(略)	<夜間>	17:30~9:00	<u>075-221-1700</u>	(略)	<p>25-3.1 応急復旧体制を整える (略)</p> <p>(京都市域の緊急事故通報受付電話)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">緊急事故通報受付電話</th> <th>担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;昼間&gt;</td> <td>9:00~17:30</td> <td>075-842-9463</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>&lt;夜間&gt;</td> <td>17:30~9:00</td> <td><u>0120-444-113</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	緊急事故通報受付電話			担 当	<昼間>	9:00~17:30	075-842-9463	(略)	<夜間>	17:30~9:00	<u>0120-444-113</u>	(略)	連絡先番号変更のため		
緊急事故通報受付電話			担 当																										
<昼間>	9:00~17:30	075-842-9463	(略)																										
<夜間>	17:30~9:00	<u>075-221-1700</u>	(略)																										
緊急事故通報受付電話			担 当																										
<昼間>	9:00~17:30	075-842-9463	(略)																										
<夜間>	17:30~9:00	<u>0120-444-113</u>	(略)																										
218	<p>25-4 水道施設の応急対策</p> <p>■ 実施責任者 : 上下水道部長</p> <p>■ 役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担 当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">25-4.1 被害状況を把握し、復旧活動計画を作成する</td> <td>上下水道部<u>水道班</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>上下水道部<u>水質班</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>上下水道部水道班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>25-4.2 応急措置を行う</td> <td>上下水道部<u>水道班</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	25-4.1 被害状況を把握し、復旧活動計画を作成する	上下水道部 <u>水道班</u>	(略)	上下水道部 <u>水質班</u>	(略)	上下水道部水道班	(略)	25-4.2 応急措置を行う	上下水道部 <u>水道班</u>	(略)	<p>25-4 水道施設の応急対策</p> <p>■ 実施責任者 : 上下水道部長</p> <p>■ 役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担 当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">25-4.1 被害状況を把握し、復旧活動計画を作成する</td> <td>上下水道部(<u>水道総括班、水道管路班、水道施設班</u>)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>上下水道部(<u>水道管路班、水道施設班</u>)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>上下水道部水道班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>25-4.2 応急措置を行う</td> <td>上下水道部<u>水道総括班</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	25-4.1 被害状況を把握し、復旧活動計画を作成する	上下水道部( <u>水道総括班、水道管路班、水道施設班</u> )	(略)	上下水道部( <u>水道管路班、水道施設班</u> )	(略)	上下水道部水道班	(略)	25-4.2 応急措置を行う	上下水道部 <u>水道総括班</u>	(略)	関係マニュアル等の見直しに伴う修正
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																											
25-4.1 被害状況を把握し、復旧活動計画を作成する	上下水道部 <u>水道班</u>	(略)																											
	上下水道部 <u>水質班</u>	(略)																											
	上下水道部水道班	(略)																											
25-4.2 応急措置を行う	上下水道部 <u>水道班</u>	(略)																											
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																											
25-4.1 被害状況を把握し、復旧活動計画を作成する	上下水道部( <u>水道総括班、水道管路班、水道施設班</u> )	(略)																											
	上下水道部( <u>水道管路班、水道施設班</u> )	(略)																											
	上下水道部水道班	(略)																											
25-4.2 応急措置を行う	上下水道部 <u>水道総括班</u>	(略)																											

頁	現 行			修 正 案			修正理由
	(略) 25-4.4 応急復旧 工事を行う 上下水道部 <u>水道班</u> 上下水道部 <u>業務班</u>	(略) (略) (略) 上下水道部 <u>総務班</u> (罫線追加) (追記)	(略) (略) (略) 25-4.5.3 (略) 25-4.5.4 <u>広報車による</u> <u>広報を行う</u> 25-4.5.5 <u>広報紙等の配</u> <u>布を行う</u>	(略) 25-4.4 応急復旧 工事を行う 上下水道部( <u>水道管路班、</u> <u>水道施設班</u> ) (削除)	(略) (略) (略) 上下水道部( <u>広報・報道</u> <u>班、窓口班</u> ) 上下水道部( <u>応急給水班、</u> <u>水道管路班</u> )	(略) (略) 25-4.5.3 (略) 25-4.5.4 <u>広報車及び</u> <u>広報紙等によ</u> <u>る広報を行う</u> (削除)	
218	25-4.1 被害状況を把握し、復旧活動計画を作成する 25-4.1.1 職員の参集状況により順次作業班を編成する（上下水道部 <u>水道</u> <u>班</u> ） 地震発生後、上下水道部 <u>水道班</u> は、速やかに被害状況の把握を 行い、勤務時間外に地震が発生した場合は、職員の参集状況によ り、順次作業班を編成して施設等の点検を実施する。 25-4.1.2 速やかに取水、導水、浄水、配水施設の点検調査を実施する（上 下水道部 <u>水道班</u> ） (略) (施設の点検調査手順) (略) オ その他緊急措置の必要がある場合、 <u>水道班</u> の判断を仰ぐ。 25-4.1.3 導、送、配水管の管路に関する情報を把握する（上下水道部 <u>水</u> <u>道班</u> ） (略)			25-4.1 被害状況を把握し、復旧活動計画を作成する 25-4.1.1 職員の参集状況により順次作業班を編成する（上下水道部 <u>水道</u> <u>総括班</u> ） 地震発生後、上下水道部 <u>水道総括班</u> は、速やかに被害状況の把握 を行い、勤務時間外に地震が発生した場合は、職員の参集状況 により、順次作業班を編成して施設等の点検を実施する。 25-4.1.2 速やかに取水、導水、浄水、配水施設の点検調査を実施する（上 下水道部( <u>水道管路班、水道施設班</u> )） (略) (施設の点検調査手順) (略) オ その他緊急措置の必要がある場合、 <u>水道総括班</u> の判断を仰ぐ。 25-4.1.3 導、送、配水管の管路に関する情報を把握する（上下水道部( <u>水</u> <u>道管路班、水道施設班</u> )） (略)			関係マニ ュアル等 の見直し に伴う修 正

## 令和4年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

資料3

頁	現 行	修 正 案	修正理由
219	<p>25-4.1.4 路線の点検を行う（上下水道部<u>水道班</u>） （略）</p> <p>25-4.1.5 水質管理を一層強化できる体制をとる（上下水道部<u>水質班</u>） （略）</p> <p>25-4.1.6 配水管の破損の応急措置に重点を置く（上下水道部<u>水道班</u>） （略）</p> <p>25-4.1.7 有害物等の混入防止策等を実施する（上下水道部<u>水道班</u>） （略）</p> <p>25-4.1.8 各班の復旧活動計画を作成する（上下水道部<u>水道班</u>） <u>上水道部水道班</u>は、以下の方針の下、復旧活動計画を作成する。</p> <p>特に、重要管路の導、送、配水機能の確保を優先して、<b>（追記）</b> 断水地域を<b>最小とする</b>よう調整を行う。</p> <p>（各班の復旧活動計画）</p> <p>ア <u>水道班</u> （ア）（略） （イ） 配水施設等の被害状況を把握し、<b>（追記）</b>断水地域が<b>最小となる</b>よう、 早急に<b>（追記）</b>復旧計画を定め、<b>各事業所の指揮・</b>関係各班との連絡 調整を行う。 （ウ）（略）</p> <p>イ <u>業務班</u> （略）</p> <p>ウ 総務班 （略）</p>	<p>25-4.1.4 路線の点検を行う（上下水道部<u>水道管路班</u>） （略）</p> <p>25-4.1.5 水質管理を一層強化できる体制をとる（上下水道部<u>（水道管路班、水道施設班）</u>） （略）</p> <p>25-4.1.6 配水管の破損の応急措置に重点を置く（上下水道部<u>水道管路班</u>） （略）</p> <p>25-4.1.7 有害物等の混入防止策等を実施する（上下水道部<u>水道施設班</u>） （略）</p> <p>25-4.1.8 各班の復旧活動計画を作成する（上下水道部<u>水道総括班</u>） <u>上水道部水道総括班</u>は、以下の方針の下、復旧活動計画を作成 する。</p> <p>特に、重要管路の導、送、配水機能の確保を優先して、<b>可能な</b> <b>限り</b>断水地域を<b>縮小できる</b>よう調整を行う。</p> <p>（各班の復旧活動計画）</p> <p>ア <u>水道総括班、水道管路班、水道施設班</u> （ア）（略） （イ） 配水施設等の被害状況を把握し、<b>可能な限り</b>断水地域を<b>縮小できる</b> よう、早急に<b>配水方針及び</b>復旧計画を定め、<b>（削除）</b>関係各班との連絡 調整を行う。 （ウ）（略）</p> <p>イ <u>水道管路班</u> （略）</p> <p>ウ 総務班 （略）</p>	<p>関係マニ ュアル等 の見直し に伴う修 正</p>

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p>25-4.2 応急措置を行う (略)</p> <p>25-4.2.1 取水、導水、浄水施設の応急措置を行う（上下水道部<u>水道班</u>）  (略)</p> <p>25-4.2.2 配水施設の応急措置を行う（上下水道部<u>水道班</u>）  (略)</p> <p>25-4.2.3 疏水施設の応急措置を行う（上下水道部<u>水道班</u>）  (略)</p> <p>25-4.2.4 その他施設の応急措置を行う（上下水道部<u>水道班</u>）  (略)</p> <p>(略)</p>	<p>25-4.2 応急措置を行う (略)</p> <p>25-4.2.1 取水、導水、浄水施設の応急措置を行う（上下水道部<u>水道施設班</u>）  (略)</p> <p>25-4.2.2 配水施設の応急措置を行う（上下水道部 <u>(水道管路班、水道施設班)</u>）  (略)</p> <p>25-4.2.3 疏水施設の応急措置を行う（上下水道部<u>水道施設班</u>）  (略)</p> <p>25-4.2.4 その他施設の応急措置を行う（上下水道部<u>水道施設班</u>）  (略)</p> <p>(略)</p>	
220	<p>25-4.4 応急復旧工事を行う</p> <p>25-4.4.1 地下埋設管の復旧について協議を行う（上下水道部<u>水道班</u>） 上下水道部<u>水道班</u>は、道路管理者、警察署、消防部、その他地下埋設物企業者等の関係機関と協議を行う。</p> <p>25-4.4.2 導、送、配水管の応急復旧工事を行う（上下水道部<u>水道班</u>）  (略)</p> <p>(導、送、配水管路の応急復旧工事手順)</p> <p>(略)</p> <p>オ 二次災害が発生する恐れがある場合、<u>水道班</u>の判断により、導水の停止又は減量等の応急措置を講じつつ早急に復旧を行う。  (略)</p>	<p>25-4.4 応急復旧工事を行う</p> <p>25-4.4.1 地下埋設管の復旧について協議を行う（上下水道部<u>水道管路班</u>） 上下水道部<u>水道管路班</u>は、道路管理者、警察署、消防部、その他地下埋設物企業者等の関係機関と協議を行う。</p> <p>25-4.4.2 導、送、配水管の応急復旧工事を行う（上下水道部 <u>(水道管路班、水道施設班)</u>）  (略)</p> <p>(導、送、配水管路の応急復旧工事手順)</p> <p>(略)</p> <p>オ 二次災害が発生する恐れがある場合、<u>水道総括班</u>の判断により、導水の停止又は減量等の応急措置を講じつつ早急に復旧を行う。  (略)</p>	<p>関係マニュアル等の見直しに伴う修正</p>

## 令和4年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

資料3

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p>25-4.4.3 その他の施設の応急復旧工事を行う（上下水道部<u>水道班</u>） （略）</p> <p>25-4.4.4 給水装置の応急復旧工事を行う（上下水道部<u>業務班</u>） （略）</p>	<p>25-4.4.3 その他の施設の応急復旧工事を行う（上下水道部<u>水道施設班</u>） （略）</p> <p>25-4.4.4 給水装置の応急復旧工事を行う（上下水道部<u>水道管路班</u>） （略）</p>	
221	<p>25-4.5 広報活動を行う</p> <p>25-4.5.1 本部を通じ報道機関の協力を得て、広域的な広報に努める（上下水道部<u>総務班</u>） 上下水道部<u>総務班</u>は、本部を通じ、報道機関の協力を得て、広域的な広報に努める。 （略）</p> <p>25-4.5.2 市民に対して必要な情報の提供を行う（上下水道部<u>総務班</u>） 上下水道部<u>総務班</u>は、市民の不安の軽減を図るため、災害発生直後から必要な情報の提供を行う。</p> <p>25-4.5.3 24時間体制で、市民の問合せ、報道機関の取材に対応する（上下水道部<u>総務班</u>） 上下水道部<u>総務班</u>は、24時間体制で市民からの問合せや報道機関等の取材に対応する。</p> <p>25-4.5.4 広報車（<u>追記</u>）による広報を行う（上下水道部<u>総務班</u>） 広報は、復旧の進捗状況に合わせて行うが、住民が報道機関による情報から遮断された場合も考慮に入れて、状況によっては、広報車（<u>追記</u>）による広報を行う。</p> <p><u>25-4.5.5 広報紙等の配布を行う（上下水道部総務班）</u> <u>上下水道部総務班は、住民が報道機関による情報から遮断された場合も考慮に入れて、市民への広報紙等の配布を行う。</u></p>	<p>25-4.5 広報活動を行う</p> <p>25-4.5.1 本部を通じ報道機関の協力を得て、広域的な広報に努める（上下水道部<u>広報・報道班</u>） 上下水道部<u>広報・報道班</u>は、本部を通じ、報道機関の協力を得て、広域的な広報に努める。 （略）</p> <p>25-4.5.2 市民に対して必要な情報の提供を行う（上下水道部<u>広報・報道班</u>） 上下水道部<u>広報・報道班</u>は、市民の不安の軽減を図るため、災害発生直後から必要な情報の提供を行う。</p> <p>25-4.5.3 24時間体制で、市民の問合せ、報道機関の取材に対応する（上下水道部<u>窓口班</u>） 上下水道部<u>窓口班</u>は、24時間体制で市民からの問合せや報道機関等の取材に対応する。</p> <p>25-4.5.4 広報車<u>及び広報紙等</u>による広報を行う（上下水道部<u>応急給水班</u>） 広報は、復旧の進捗状況に合わせて行うが、住民が報道機関による情報から遮断された場合も考慮に入れて、状況によっては、広報車<u>及び広報紙等の配布</u>による広報を行う。</p> <p><u>（削除）</u></p>	関係マニュアル等の見直しに伴う修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																																												
222	<p>25-5 下水道施設の応急対策</p> <p>■ 実施責任者 : 上下水道部長</p> <p>■ 役割分担</p> <table border="1" data-bbox="143 373 1034 1184"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担 当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">25-5.1 災害状況を把握する</td> <td>上下水道部総務班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>上下水道部(総務班、<u>業務班、水道班、下水道班、水質班</u>)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上下水道部<u>下水道班</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>25-5.2 緊急措置を行う</td> <td>上下水道部<u>下水道班</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">25-5.3 災害応急復旧体制を確立する</td> <td>上下水道部<u>下水道班</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>上下水道部総務班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>上下水道部総務班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">25-5.4 応急復旧工事を行う</td> <td rowspan="4">上下水道部<u>下水道班</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>25-5.5 広報活動を行う</td> <td>上下水道部 (<u>総務班、下水道班</u>)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	25-5.1 災害状況を把握する	上下水道部総務班	(略)	上下水道部(総務班、 <u>業務班、水道班、下水道班、水質班</u> )	(略)	上下水道部 <u>下水道班</u>	(略)	(略)	25-5.2 緊急措置を行う	上下水道部 <u>下水道班</u>	(略)	25-5.3 災害応急復旧体制を確立する	上下水道部 <u>下水道班</u>	(略)	上下水道部総務班	(略)	上下水道部総務班	(略)	25-5.4 応急復旧工事を行う	上下水道部 <u>下水道班</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	25-5.5 広報活動を行う	上下水道部 ( <u>総務班、下水道班</u> )	(略)	<p>25-5 下水道施設の応急対策</p> <p>■ 実施責任者 : 上下水道部長</p> <p>■ 役割分担</p> <table border="1" data-bbox="1084 373 1975 1184"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担 当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">25-5.1 災害状況を把握する</td> <td>上下水道部総務班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>上下水道部(総務班、<u>広報・報道班、応急給水班、窓口班、水道総括班、下水道管路班、下水道施設班班</u>)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上下水道部 (<u>下水道管路班、下水道施設班</u>)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>25-5.2 緊急措置を行う</td> <td>上下水道部 (<u>下水道管路班、下水道施設班</u>)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">25-5.3 災害応急復旧体制を確立する</td> <td>上下水道部 (<u>下水道管路班、下水道施設班</u>)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>上下水道部総務班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>上下水道部総務班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">25-5.4 応急復旧工事を行う</td> <td rowspan="4">上下水道部 (<u>下水道管路班、下水道施設班</u>)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>25-5.5 広報活動を行う</td> <td>上下水道部 (<u>広報・報道班、下水道管路班</u>)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	25-5.1 災害状況を把握する	上下水道部総務班	(略)	上下水道部(総務班、 <u>広報・報道班、応急給水班、窓口班、水道総括班、下水道管路班、下水道施設班班</u> )	(略)	上下水道部 ( <u>下水道管路班、下水道施設班</u> )	(略)	(略)	25-5.2 緊急措置を行う	上下水道部 ( <u>下水道管路班、下水道施設班</u> )	(略)	25-5.3 災害応急復旧体制を確立する	上下水道部 ( <u>下水道管路班、下水道施設班</u> )	(略)	上下水道部総務班	(略)	上下水道部総務班	(略)	25-5.4 応急復旧工事を行う	上下水道部 ( <u>下水道管路班、下水道施設班</u> )	(略)	(略)	(略)	(略)	25-5.5 広報活動を行う	上下水道部 ( <u>広報・報道班、下水道管路班</u> )	(略)	<p>関係マニュアル等 の見直しに伴う修正</p>
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																																													
25-5.1 災害状況を把握する	上下水道部総務班	(略)																																																													
	上下水道部(総務班、 <u>業務班、水道班、下水道班、水質班</u> )	(略)																																																													
	上下水道部 <u>下水道班</u>	(略)																																																													
		(略)																																																													
25-5.2 緊急措置を行う	上下水道部 <u>下水道班</u>	(略)																																																													
25-5.3 災害応急復旧体制を確立する	上下水道部 <u>下水道班</u>	(略)																																																													
	上下水道部総務班	(略)																																																													
	上下水道部総務班	(略)																																																													
25-5.4 応急復旧工事を行う	上下水道部 <u>下水道班</u>	(略)																																																													
		(略)																																																													
		(略)																																																													
		(略)																																																													
25-5.5 広報活動を行う	上下水道部 ( <u>総務班、下水道班</u> )	(略)																																																													
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																																													
25-5.1 災害状況を把握する	上下水道部総務班	(略)																																																													
	上下水道部(総務班、 <u>広報・報道班、応急給水班、窓口班、水道総括班、下水道管路班、下水道施設班班</u> )	(略)																																																													
	上下水道部 ( <u>下水道管路班、下水道施設班</u> )	(略)																																																													
		(略)																																																													
25-5.2 緊急措置を行う	上下水道部 ( <u>下水道管路班、下水道施設班</u> )	(略)																																																													
25-5.3 災害応急復旧体制を確立する	上下水道部 ( <u>下水道管路班、下水道施設班</u> )	(略)																																																													
	上下水道部総務班	(略)																																																													
	上下水道部総務班	(略)																																																													
25-5.4 応急復旧工事を行う	上下水道部 ( <u>下水道管路班、下水道施設班</u> )	(略)																																																													
		(略)																																																													
		(略)																																																													
		(略)																																																													
25-5.5 広報活動を行う	上下水道部 ( <u>広報・報道班、下水道管路班</u> )	(略)																																																													

頁	現 行	修 正 案	修正理由
223	<p>25-5.1 災害状況を把握する (略)</p> <p>25-5.1.2 部内・関係機関との情報伝達ルートの確保を図る（上下水道部（総務班、<u>業務班、水道班、下水道班、水質班</u>））</p> <p>上下水道部（<u>総務班、業務班、水道班、下水道班、水質班</u>）は、災害応急復旧対策の実施に関し、必要な情報を迅速かつ確実に収集することができるよう、部内・その他関係機関等との間で情報伝達ルートの確保を図る。</p> <p>(1) 管路</p> <p>25-5.1.3 地上調査、人孔内調査、管内調査等の緊急調査を行い、破損状況等の確認を行う（上下水道部<u>下水道班</u>）</p> <p>上下水道部<u>下水道班</u>は、被害が生じた路線について、地上調査、人孔内調査、管内調査等の緊急調査を行い、破損状況等の確認を行う。</p> <p>(2) ポンプ場</p> <p>25-5.1.4 被害状況の調査・点検（緊急調査）を実施する（上下水道部<u>下水道班</u>）</p> <p>ポンプ場の位置は市内全域にまたがり、そのほとんどが無人施設であるため、上下水道部<u>下水道班</u>は、災害時はできるだけ早急に各ポンプ場の施設、設備の被害状況を把握する。</p> <p>(3) 水環境保全センター</p> <p>25-5.1.5 二次災害の未然防止、緊急調査の安全確保のため緊急点検を行う（上下水道部<u>下水道班</u>）</p>	<p>25-5.1 災害状況を把握する (略)</p> <p>25-5.1.2 部内・関係機関との情報伝達ルートの確保を図る（上下水道部（総務班、<u>広報・報道班、応急給水班、窓口班、水道総括班、下水道管路班、下水道施設班</u>））</p> <p>上下水道部（<u>削除</u>）は、災害応急復旧対策の実施に関し、必要な情報を迅速かつ確実に収集することができるよう、部内・その他関係機関等との間で情報伝達ルートの確保を図る。</p> <p>(1) 管路</p> <p>25-5.1.3 地上調査、人孔内調査、管内調査等の緊急調査を行い、破損状況等の確認を行う（上下水道部<u>下水道管路班</u>）</p> <p>上下水道部<u>下水道管路班</u>は、被害が生じた路線について、地上調査、人孔内調査、管内調査等の緊急調査を行い、破損状況等の確認を行う。</p> <p>(2) ポンプ場</p> <p>25-5.1.4 被害状況の調査・点検（緊急調査）を実施する（上下水道部（<u>下水道管路班、下水道施設班</u>））</p> <p>ポンプ場の位置は市内全域にまたがり、そのほとんどが無人施設であるため、上下水道部（<u>下水道管路班、下水道施設班</u>）は、災害時はできるだけ早急に各ポンプ場の施設、設備の被害状況を把握する。</p> <p>(3) 水環境保全センター</p> <p>25-5.1.5 二次災害の未然防止、緊急調査の安全確保のため緊急点検を行う（上下水道部（<u>下水道管路班、下水道施設班</u>））</p>	<p>関係マニュアル等 の見直し に伴う修正</p>

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p>上下水道部<u>下水道班</u>は、緊急調査の前に人的災害につながる二次災害の未然防止と緊急調査における安全確保のための緊急点検を行う。</p> <p>25-5.1.6 施設の被害状況の概略を短時間に把握するため緊急調査を行う（上下水道部<u>下水道班</u>）</p> <p>上下水道部<u>下水道班</u>は、応急復旧の第1段階においては、できるだけ短時間に施設の被害状況の概略を把握するため緊急調査を行う。</p> <p>25-5.2 緊急措置を行う</p> <p>25-5.2.1 管路の必要な修繕、仮復旧を行う（上下水道部<u>下水道班</u>）</p> <p>上下水道部<u>下水道班</u>は、以下の方針で、管路の必要な修繕、仮復旧を行う。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>25-5.2.2 ポンプ場の緊急措置を実施する（上下水道部<u>下水道班</u>）</p> <p>上下水道部<u>下水道班</u>は、以下の方針で、ポンプ場の必要な修繕、仮復旧を行う。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>上下水道部（<u>下水道管路班</u>、<u>下水道施設班</u>）は、緊急調査の前に人的災害につながる二次災害の未然防止と緊急調査における安全確保のための緊急点検を行う。</p> <p>25-5.1.6 施設の被害状況の概略を短時間に把握するため緊急調査を行う（上下水道部（<u>下水道管路班</u>、<u>下水道施設班</u>））</p> <p>上下水道部（<u>下水道管路班</u>、<u>下水道施設班</u>）は、応急復旧の第1段階においては、できるだけ短時間に施設の被害状況の概略を把握するため緊急調査を行う。</p> <p>25-5.2 緊急措置を行う</p> <p>25-5.2.1 管路の必要な修繕、仮復旧を行う（上下水道部<u>下水道管路班</u>）</p> <p>上下水道部<u>下水道管路班</u>は、以下の方針で、管路の必要な修繕、仮復旧を行う。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>25-5.2.2 ポンプ場の緊急措置を実施する（上下水道部<u>下水道管路班</u>）</p> <p>上下水道部<u>下水道管路班</u>は、以下の方針で、ポンプ場の必要な修繕、仮復旧を行う。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	
224	<p>25-5.2.3 水環境保全センターの二次災害の危険性を判断する（上下水道部<u>下水道班</u>）</p> <p>上下水道部<u>下水道班</u>は、緊急調査に基づき、以後の対応、復旧の方針を定めるとともに、大きな人的災害につながる二次災害の危険性を適切に判定する。</p> <p>25-5.2.4 水環境保全センターの緊急措置を行う（上下水道部<u>下水道班</u>）</p> <p>上下水道部<u>下水道班</u>は、必要に応じて、水環境保全センターに</p>	<p>25-5.2.3 水環境保全センターの二次災害の危険性を判断する（上下水道部<u>下水道施設班</u>）</p> <p>上下水道部<u>下水道施設班</u>は、緊急調査に基づき、以後の対応、復旧の方針を定めるとともに、大きな人的災害につながる二次災害の危険性を適切に判定する。</p> <p>25-5.2.4 水環境保全センターの緊急措置を行う（上下水道部<u>下水道施設班</u>）</p> <p>上下水道部<u>下水道施設班</u>は、必要に応じて、水環境保全センタ</p>	<p>関係マニュアル等の見直しに伴う修正</p>

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p>おける二次災害防止のための緊急措置を行う。</p> <p>25-5.3 災害応急復旧体制を確立する</p> <p>25-5.3.1 常時確保している災害対策に必要な資機材の活用を図る（上下水道部<u>下水道班</u>）</p> <p>上下水道部<u>下水道班</u>は、迅速に災害応急復旧に当たるため、災害対策に必要な資機材を常時確保し、災害時における活用を図る。</p> <p>25-5.3.2 関係企業等との協力関係に基づき、必要な資機材を確保する（上下水道部<u>下水道班</u>）</p> <p>上下水道部<u>下水道班</u>は、指定工事企業、緊急工事対応企業、委託企業等との協力関係に基づいて必要な資機材の確保を図る。</p> <p>25-5.3.3 他都市への応援を要請する（上下水道部<u>下水道班</u>）</p> <p>（略）</p> <p>なお、他都市に対して応援を要請した場合、上下水道部長（上下水道部<u>下水道班</u>）は、本部長にその旨を報告する。</p> <p>25-5.3.4 下水道関係団体との連携、協力を図る（上下水道部<u>下水道班</u>）</p> <p>上下水道部<u>下水道班</u>は、京都土木浚渫協会、京都府建設業協会、京都府管工事工業協同組合、日本下水道施設業協会等の下水道関係団体との連携、協力を図る。業界に対して広報を要請した場合、上下水道部長は本部長にその旨を報告する。</p> <p>25-5.3.5 事前計画に基づき関係機関との調整を図る（上下水道部<u>下水道班</u>）</p> <p>上下水道部<u>下水道班</u>は、下水道施設の復旧作業等に必要な資機</p>	<p>一における二次災害防止のための緊急措置を行う。</p> <p>25-5.3 災害応急復旧体制を確立する</p> <p>25-5.3.1 常時確保している災害対策に必要な資機材の活用を図る（上下水道部（<u>下水道管路班、下水道施設班</u>））</p> <p>上下水道部（<u>下水道管路班、下水道施設班</u>）は、迅速に災害応急復旧に当たるため、災害対策に必要な資機材を常時確保し、災害時における活用を図る。</p> <p>25-5.3.2 関係企業等との協力関係に基づき、必要な資機材を確保する（上下水道部（<u>下水道管路班、下水道施設班</u>））</p> <p>上下水道部（<u>下水道管路班、下水道施設班</u>）は、指定工事企業、緊急工事対応企業、委託企業等との協力関係に基づいて必要な資機材の確保を図る。</p> <p>25-5.3.3 他都市への応援を要請する（上下水道部<u>下水道管路班</u>）</p> <p>（略）</p> <p>なお、他都市に対して応援を要請した場合、上下水道部長（上下水道部<u>下水道管路班</u>）は、本部長にその旨を報告する。</p> <p>25-5.3.4 下水道関係団体との連携、協力を図る（上下水道部（<u>下水道管路班、下水道施設班</u>））</p> <p>上下水道部（<u>下水道管路班、下水道施設班</u>）は、京都土木浚渫協会、京都府建設業協会、京都府管工事工業協同組合、日本下水道施設業協会等の下水道関係団体との連携、協力を図る。業界に対して広報を要請した場合、上下水道部長は本部長にその旨を報告する。</p> <p>25-5.3.5 事前計画に基づき関係機関との調整を図る（上下水道部（<u>下水道管路班、下水道施設班</u>））</p>	

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p>材、車両等の集積場や、再使用品、撤去品及び産業廃棄物（汚水、汚泥、はつりガラス、廃材等）の仮置場等のオープンスペースの確保が必要な場合、「第28節 オープンスペース利用の調整」に基づき関係機関との調整を図る。</p> <p>(略)</p> <p>25-5.4 応急復旧工事を行う</p> <p>(1) 管路</p> <p>25-5.4.1 一次調査を行う（上下水道部<u>下水道班</u>）</p> <p>上下水道部<u>下水道班</u>は、管路の一次調査の結果から、二次調査の実施範囲、調査期間、調査体制等を決定する。</p> <p>(略)</p> <p>25-5.4.2 道路管理者、警察署、消防部、その他地下埋設管企業者等と協議を行う（上下水道部<u>下水道班</u>）</p> <p>上下水道部<u>下水道班</u>は、道路管理者、警察署、消防部、その他地下埋設物企業者等の関係機関と協議を行う。</p>	<p>上下水道部（<u>下水道管路班、下水道施設班</u>）は、下水道施設の復旧作業等に必要な資機材、車両等の集積場や、再使用品、撤去品及び産業廃棄物（汚水、汚泥、はつりガラス、廃材等）の仮置場等のオープンスペースの確保が必要な場合、「第28節 オープンスペース利用の調整」に基づき関係機関との調整を図る。</p> <p>(略)</p> <p>25-5.4 応急復旧工事を行う</p> <p>(1) 管路</p> <p>25-5.4.1 一次調査を行う（上下水道部<u>下水道管路班</u>）</p> <p>上下水道部<u>下水道管路班</u>は、管路の一次調査の結果から、二次調査の実施範囲、調査期間、調査体制等を決定する。</p> <p>(略)</p> <p>25-5.4.2 道路管理者、警察署、消防部、その他地下埋設管企業者等と協議を行う（上下水道部<u>下水道管路班</u>）</p> <p>上下水道部<u>下水道管路班</u>は、道路管理者、警察署、消防部、その他地下埋設物企業者等の関係機関と協議を行う。</p>	
225	<p>25-5.4.3 雨水吐口等からの緊急放流、下水道の使用制限、既存施設とのネットワーク等の対応を図る（上下水道部<u>下水道班</u>）</p> <p>上下水道部<u>下水道班</u>は、旧市街地の埋設深の浅い幹線について、元のルートの復旧ができない場合、雨水吐口等からの緊急放流、下水道の使用制限、既存施設とのネットワーク化等の対応を図る。</p> <p>25-5.4.4 管路の応急復旧を行う（上下水道部<u>下水道班</u>）</p> <p>(2) ポンプ場</p> <p>25-5.4.5 ポンプ場の応急復旧を行う（上下水道部<u>下水道班</u>）</p>	<p>25-5.4.3 雨水吐口等からの緊急放流、下水道の使用制限、既存施設とのネットワーク等の対応を図る（上下水道部<u>下水道管路班</u>）</p> <p>上下水道部<u>下水道管路班</u>は、旧市街地の埋設深の浅い幹線について、元のルートの復旧ができない場合、雨水吐口等からの緊急放流、下水道の使用制限、既存施設とのネットワーク化等の対応を図る。</p> <p>25-5.4.4 管路の応急復旧を行う（上下水道部<u>下水道管路班</u>）</p> <p>(2) ポンプ場</p> <p>25-5.4.5 ポンプ場の応急復旧を行う（上下水道部<u>下水道管路班</u>）</p>	<p>関係マニュアル等の見直しに伴う修正</p>

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p>(略)</p> <p>25-5.4.6 ポンプ場の本復旧を実施する（上下水道部<u>下水道班</u>）  上下水道部<u>下水道班</u>は、被害状況に応じて、ポンプ場の本復旧を実施する。</p> <p>(3) 水環境保全センター</p> <p>25-5.4.7 応急調査を行う（上下水道部<u>下水道班</u>）  (略)</p> <p>25-5.4.8 応急復旧の必要性等を判断する（上下水道部<u>下水道班</u>）  上下水道部<u>下水道班</u>は、二次災害の危険性、施設復旧の緊急性、施設の用途、重要度、本復旧までの工期等に基づいて応急復旧の必要性を判断し、応急復旧の優先順位・復旧水準を定める。</p> <p>25-5.4.9 水環境保全センターの応急復旧を行う（上下水道部<u>下水道班</u>）  上下水道部<u>下水道班</u>は、適切な工法で水環境保全センターの応急復旧を進める。</p> <p>(4) 排水設備</p> <p>25-5.4.10 指定下水道工事業者の協力を得る（上下水道部<u>下水道班</u>）  下水道本管の復旧に支障を及ぼす場合、大量の汚水が流れ出し、付近の環境に影響を及ぼす場合又は第三者に損害等を与えるおそれがある場合については、上下水道部<u>下水道班</u>は、申込みの有無にかかわらず応急復旧を行う。</p> <p>(略)</p> <p>25-5.5 広報活動を行う</p> <p>25-5.5.1 報道機関の協力を得て、下水道の使用制限等の広域的な広報に努める（上下水道部（<u>総務班</u>、<u>下水道班</u>））</p>	<p>(略)</p> <p>25-5.4.6 ポンプ場の本復旧を実施する（上下水道部<u>下水道管路班</u>）  上下水道部<u>下水道管路班</u>は、被害状況に応じて、ポンプ場の本復旧を実施する。</p> <p>(3) 水環境保全センター</p> <p>25-5.4.7 応急調査を行う（上下水道部<u>下水道施設班</u>）  (略)</p> <p>25-5.4.8 応急復旧の必要性等を判断する（上下水道部<u>下水道施設班</u>）  上下水道部<u>下水道施設班</u>は、二次災害の危険性、施設復旧の緊急性、施設の用途、重要度、本復旧までの工期等に基づいて応急復旧の必要性を判断し、応急復旧の優先順位・復旧水準を定める。</p> <p>25-5.4.9 水環境保全センターの応急復旧を行う（上下水道部<u>下水道施設班</u>）  上下水道部<u>下水道施設班</u>は、適切な工法で水環境保全センターの応急復旧を進める。</p> <p>(4) 排水設備</p> <p>25-5.4.10 指定下水道工事業者の協力を得る（上下水道部<u>下水道管路班</u>）  下水道本管の復旧に支障を及ぼす場合、大量の汚水が流れ出し、付近の環境に影響を及ぼす場合又は第三者に損害等を与えるおそれがある場合については、上下水道部<u>下水道管路班</u>は、申込みの有無にかかわらず応急復旧を行う。</p> <p>(略)</p> <p>25-5.5 広報活動を行う</p> <p>25-5.5.1 報道機関の協力を得て、下水道の使用制限等の広域的な広報に努める（上下水道部（<u>広報・報道班</u>、<u>下水道管路班</u>））</p>	

令和4年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

資料3

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p>上下水道部（<u>総務班、下水道班</u>）は、市災害対策本部を通じ、報道機関の協力を得て、下水道の使用制限等の広域的な広報に努める。</p> <p>（略）</p> <p>25-5.5.2 市民への情報提供に努め、市民からの問合せや報道機関の取材に対応する（上下水道部（<u>総務班、下水道班</u>））</p> <p>上下水道部（<u>総務班、下水道班</u>）は、災害発生直後から市民への情報提供に努めるとともに、市民からの問合せや報道機関の取材に対応する。</p>	<p>上下水道部（<u>広報・報道班、下水道管路班</u>）は、市災害対策本部を通じ、報道機関の協力を得て、下水道の使用制限等の広域的な広報に努める。</p> <p>（略）</p> <p>25-5.5.2 市民への情報提供に努め、市民からの問合せや報道機関の取材に対応する（上下水道部（<u>広報・報道班、下水道管路班</u>））</p> <p>上下水道部（<u>広報・報道班、下水道管路班</u>）は、災害発生直後から市民への情報提供に努めるとともに、市民からの問合せや報道機関の取材に対応する。</p>	

頁	現 行	修 正 案	修正理由																								
233	<p>27-1 応急仮設住宅の供給</p> <p>■ 役割分担</p> <table border="1" data-bbox="152 328 1016 1153"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担 当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">27-1.1 応急仮設住宅需要を調査する</td> <td rowspan="2">都市計画部住宅班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>27-1.1.4 (略) <u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">27-1.2 応急仮設住宅戸数を決定する</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部生活支援班</td> <td>27-1.2.3 <u>建設</u>戸数引上げについて、京都府知事、<u>厚生労働大臣</u>と協議する</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	27-1.1 応急仮設住宅需要を調査する	都市計画部住宅班	(略)	27-1.1.4 (略) <u>(追加)</u>	27-1.2 応急仮設住宅戸数を決定する	(略)	(略)	保健福祉部生活支援班	27-1.2.3 <u>建設</u> 戸数引上げについて、京都府知事、 <u>厚生労働大臣</u> と協議する	<p>27-1 応急仮設住宅の供給</p> <p>■ 役割分担</p> <table border="1" data-bbox="1093 328 1957 1153"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担 当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">27-1.1 応急仮設住宅需要を調査する</td> <td rowspan="2">都市計画部住宅班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>27-1.1.4 (略) <u>27-1.1.5 関係団体等に空家住宅等の情報の提供を依頼し、応急仮設住宅として入居可能な戸数を把握する</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">27-1.2 応急仮設住宅戸数を決定する</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部生活支援班</td> <td>27-1.2.3 <u>応急仮設住宅の</u>戸数引上げについて、京都府知事、<u>内閣総理大臣</u>と協議する</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	27-1.1 応急仮設住宅需要を調査する	都市計画部住宅班	(略)	27-1.1.4 (略) <u>27-1.1.5 関係団体等に空家住宅等の情報の提供を依頼し、応急仮設住宅として入居可能な戸数を把握する</u>	27-1.2 応急仮設住宅戸数を決定する	(略)	(略)	保健福祉部生活支援班	27-1.2.3 <u>応急仮設住宅の</u> 戸数引上げについて、京都府知事、 <u>内閣総理大臣</u> と協議する	民間賃貸住宅の応急仮設住宅への活用等を踏まえた修正
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																									
27-1.1 応急仮設住宅需要を調査する	都市計画部住宅班	(略)																									
		27-1.1.4 (略) <u>(追加)</u>																									
27-1.2 応急仮設住宅戸数を決定する	(略)	(略)																									
	保健福祉部生活支援班	27-1.2.3 <u>建設</u> 戸数引上げについて、京都府知事、 <u>厚生労働大臣</u> と協議する																									
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																									
27-1.1 応急仮設住宅需要を調査する	都市計画部住宅班	(略)																									
		27-1.1.4 (略) <u>27-1.1.5 関係団体等に空家住宅等の情報の提供を依頼し、応急仮設住宅として入居可能な戸数を把握する</u>																									
27-1.2 応急仮設住宅戸数を決定する	(略)	(略)																									
	保健福祉部生活支援班	27-1.2.3 <u>応急仮設住宅の</u> 戸数引上げについて、京都府知事、 <u>内閣総理大臣</u> と協議する																									

頁	現 行			修 正 案			修正理由
	27-1.3 <b>応急仮設住宅</b> 用地を選定・確保する	都市計画部住宅班	27-1.3.1 <b>応急仮設住宅</b> 建設予定地の震災後の使用実態等の現況を把握する 27-1.3.2 <b>応急仮設住宅</b> 、関連施設等の必要量から、建設用地の必要量を計画する (略)	27-1.3 <b>建設型応急仮設住宅</b> 用地を選定・確保する	都市計画部住宅班	27-1.3.1 <b>建設型応急仮設住宅</b> 建設予定地の震災後の使用実態等の現況を把握する 27-1.3.2 <b>建設型応急仮設住宅</b> 、関連施設等の必要量から、建設用地の必要量を計画する (略)	
		オープンスペース調整チーム事務局	27-1.3.4 <b>応急仮設住宅</b> 建設用地として暫定的にオープンスペースを割り当てる		オープンスペース調整チーム事務局	27-1.3.4 <b>建設型応急仮設住宅</b> 建設用地として暫定的にオープンスペースを割り当てる	
		都市計画部住宅班	27-1.3.5 <b>応急仮設住宅</b> 建設用地を選定する (略)		都市計画部住宅班	27-1.3.5 <b>建設型応急仮設住宅</b> 建設用地を選定する (略)	
			27-1.3.7 <b>応急仮設住宅</b> 用地の着工順位、応急・福祉仮設住宅のタイプ等の最終決定を行う			27-1.3.7 <b>建設型応急仮設住宅</b> 用地の着工順位、応急・福祉仮設住宅のタイプ等の最終決定を行う	

頁	現 行			修 正 案			修正理由
	(追加)			27-1.4 賃貸型応急仮設住宅を確保する	都市計画部住宅班	27-1.4.1 賃貸型応急仮設住宅の所有者と利用について必要な調整を行う（都市計画部住宅班）	
					保健福祉部生活支援班、都市計画部住宅班	27-1.4.2 民間住宅を賃貸型応急仮設住宅として借り上げる（保健福祉部生活支援班、都市計画部住宅班）	
	27-1.4 応急仮設住宅を建設する	都市計画部公共建築班	27-1.4.1 応急仮設住宅の設計を実施する 27-1.4.2 応急仮設住宅の建設発注・工事監理を行う 27-1.4.3 (略) 27-1.4.4 応急仮設住宅の建設状況を報告する	27-1.5 建設型応急仮設住宅を建設する	都市計画部公共建築班	27-1.5.1 建設型応急仮設住宅の設計を実施する 27-1.5.2 建設型応急仮設住宅の建設発注・工事監理を行う 27-1.5.3 (略) 27-1.5.4 建設型応急仮設住宅の建設状況を報告する	

頁	現 行			修 正 案			修正理由						
234	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	民間賃貸住宅の応急仮設住宅への活用等を踏まえた修正						
								27-1.5 入居者資格を決定する	保健福祉部生活支援班、区本部	27-1.5.1 (略)	27-1.6 入居者資格を決定する	保健福祉部生活支援班、区本部	27-1.6.1 (略)
									保健福祉部生活支援班	27-1.5.2 (略)		保健福祉部生活支援班	27-1.6.2 (略)
	27-1.5.3 (略)	27-1.6.3 (略)											
	27-1.6 入居者を決定する	保健福祉部生活支援班、区本部	27-1.5.4 (略)	27-1.7 入居者を決定する	保健福祉部生活支援班、区本部	27-1.6.4 (略)							
			27-1.6.1 (略)			27-1.7.1 (略)							
	27-1.7 応急仮設住宅の管理・保全を行う	都市計画部住宅班 保健福祉部生活支援班、区本部	27-1.6.2 (略)	27-1.8 建設型応急仮設住宅の管理・保全を行う	都市計画部住宅班 保健福祉部生活支援班、区本部	27-1.6.3 (略)							
			27-1.6.3 (略)			27-1.7.2 (略)							
			27-1.6.4 (略)			27-1.7.3 (略)							
			27-1.7.1 応急仮設住宅の維持管理を行う			27-1.7.4 (略)							
27-1.7.2 (略)			27-1.7.5 (略)										
27-1.7.3 (略)			27-1.7.6 (略)										
27-1.8 応急仮設住宅を処分する	都市計画部住宅班 本部長	27-1.7.4 (略)	27-1.9 応急仮設住宅を処分する	都市計画部住宅班 本部長	27-1.7.5 (略)								
		27-1.7.5 (略)			27-1.8.1 建設型応急仮設住宅の維持管理を行う								
27-1.8 応急仮設住宅を処分する	都市計画部住宅班 本部長	27-1.7.6 (略)	27-1.9 応急仮設住宅を処分する	都市計画部住宅班 本部長	27-1.8.2 (略)								
		27-1.8.1 (略)			27-1.8.3 (略)								
27-1.8 応急仮設住宅を処分する	都市計画部住宅班 本部長	27-1.8.2 関係部に対して応急仮設住宅の撤去と用地の原状回復等の処分方針を指示する	27-1.9 応急仮設住宅を処分する	都市計画部住宅班 本部長	27-1.8.4 (略)								
		27-1.8.3 (略)			27-1.8.5 (略)								
27-1.8 応急仮設住宅を処分する	都市計画部住宅班 本部長	27-1.8.4 (略)	27-1.9 応急仮設住宅を処分する	都市計画部住宅班 本部長	27-1.8.6 (略)								
		27-1.8.5 (略)			27-1.9.1 (略)								
27-1.8 応急仮設住宅を処分する	都市計画部住宅班 本部長	27-1.8.6 (略)	27-1.9 応急仮設住宅を処分する	都市計画部住宅班 本部長	27-1.9.2 関係部に対して建設型応急仮設住宅の撤去と用地の原状回復等の処分方針を指示する								
		27-1.9.1 (略)			27-1.9.2 関係部に対して建設型応急仮設住宅の撤去と用地の原状回復等の処分方針を指示する								

頁	現 行			修 正 案			修正理由
	27-1.8 応急仮設住宅を処分する	都市計画部住宅班 ----- 都市計画部公共建築班	27-1.8.3 <u>用地所有者</u> 、入居者との協議を行う  27-1.8.4 (略)  27-1.8.5 <u>応急仮設住宅</u> の撤去、原状回復を行う	27-1.9 応急仮設住宅を処分する	都市計画部住宅班 ----- 都市計画部公共建築班	27-1.9.3 <u>民間住宅所有者</u> 、 <u>用地所有者</u> 、入居者との協議を行う  27-1.9.4 (略)  27-1.9.5 <u>建設型応急仮設住宅</u> の撤去、原状回復を行う	
	27-1.1 応急仮設住宅需要を調査する (略) 27-1.1.4 市営住宅、その他公営住宅の入居可能戸数を把握する（ <b>都市計画部住宅班</b> ） (略) <u>(追加)</u>  27-1.1.5 住宅不足戸数を判断する（ <b>都市計画部住宅班</b> ） (略) 27-1.1.6 本部長に報告する（ <b>都市計画部住宅班</b> ） (略)	27-1.1 応急仮設住宅需要を調査する (略) 27-1.1.4 市営住宅、その他公営住宅の入居可能戸数を把握する（ <b>都市計画部住宅班</b> ） (略) <u>27-1.1.5 応急仮設住宅として入居可能な戸数を把握する（都市計画部住宅班）</u> <u>都市計画部住宅班は、住宅関係団体、不動産関係団体、空家住宅の所有者等に対し、空家住宅等の情報提供を依頼し、民間住宅の入居可能戸数を把握する。</u>  27-1.1.6 住宅不足戸数を判断する（ <b>都市計画部住宅班</b> ） (略) 27-1.1.7 本部長に報告する（ <b>都市計画部住宅班</b> ） (略)					

頁	現 行	修 正 案	修正理由
235	<p>27-1.2 応急仮設住宅戸数を決定する (略)</p> <p>27-1.2.3 <b>建設</b>戸数引上げについて、京都府知事、<b>厚生労働大臣</b>と協議する（保健福祉部生活支援班）</p> <p>本部長（保健福祉部生活支援班）は、災害救助法の基準以上の<b>建設</b>が必要な場合や市域外への応急仮設住宅の<b>建設</b>が必要な場合、<b>建設</b>戸数引上げ等について京都府知事、<b>厚生労働大臣</b>と協議する。</p> <p>27-1.3 <b>応急仮設住宅</b>用地を選定・確保する</p> <p>27-1.3.1 <b>応急仮設住宅</b>建設予定地の震災後の使用実態等の現況を把握する（都市計画部住宅班）</p> <p>都市計画部住宅班は、事前に計画された<b>応急仮設住宅</b>建設予定地の震災後の使用実態等の現況を、オープンスペースデータベースにより把握する。</p> <p>27-1.3.2 <b>応急仮設住宅</b>、関連施設等の必要量から、建設用地の必要量を計画する（都市計画部住宅班）</p> <p>都市計画部住宅班は、<b>応急仮設住宅</b>、福祉仮設住宅の全必要量、集会施設等の関連施設の必要量<b>から</b>、建設用地の必要量を計画する。</p> <p>(略)</p> <p>27-1.3.4 <b>応急仮設住宅</b>建設用地として暫定的にオープンスペースを割り当てる（オープンスペース調整チーム事務局）</p> <p>オープンスペース調整チーム事務局は、<b>応急仮設住宅</b>用地として暫定的にオープンスペースを割り当てる。</p> <p>⇒ 28.7.2 暫定的に復興対策用オープンスペースを割り当てる</p>	<p>27-1.2 応急仮設住宅戸数を決定する (略)</p> <p>27-1.2.3 <b>応急仮設住宅</b>の戸数引上げについて、京都府知事、<b>内閣総理大臣</b>と協議する（保健福祉部生活支援班）</p> <p>本部長（保健福祉部生活支援班）は、災害救助法の基準以上の<b>賃貸型又は建設型応急仮設住宅の供与</b>が必要な場合や市域外への応急仮設住宅の<b>供与</b>が必要な場合、<b>応急仮設住宅</b>戸数引上げ等について京都府知事、<b>内閣総理大臣</b>と協議する。</p> <p>27-1.3 <b>建設型応急仮設住宅</b>用地を選定・確保する</p> <p>27-1.3.1 <b>建設型応急仮設住宅</b>建設予定地の震災後の使用実態等の現況を把握する（都市計画部住宅班）</p> <p>都市計画部住宅班は、事前に計画された<b>建設型応急仮設住宅</b>建設予定地の震災後の使用実態等の現況を、オープンスペースデータベースにより把握する。</p> <p>27-1.3.2 <b>建設型応急仮設住宅</b>、関連施設等の必要量から、建設用地の必要量を計画する（都市計画部住宅班）</p> <p>都市計画部住宅班は、<b>民間住宅の入居可能戸数等を考慮しながら</b>、<b>建設型応急仮設住宅</b>、福祉仮設住宅の全必要量、集会施設等の関連施設の必要量<b>を想定し</b>、建設用地の必要量を計画する。</p> <p>(略)</p> <p>27-1.3.4 <b>建設型応急仮設住宅</b>建設用地として暫定的にオープンスペースを割り当てる（オープンスペース調整チーム事務局）</p> <p>オープンスペース調整チーム事務局は、<b>建設型応急仮設住宅</b>用地として暫定的にオープンスペースを割り当てる。</p> <p>⇒ 28.7.2 暫定的に復興対策用オープンスペースを割り当てる</p>	<p>民間賃貸住宅の応急仮設住宅への活用等を踏まえた修正</p>

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p>27-1.3.5 <u>応急仮設住宅</u>建設用地を選定する（都市計画部住宅班） 都市計画部住宅班は、オープンスペース調整チーム事務局が割り当てたオープンスペースから、<u>応急仮設住宅</u>用地を選定する。</p> <p>⇒ 28.7.3 復興対策用オープンスペースの利用を開始する （<u>応急仮設住宅</u>用地の選定基準） （略）</p> <p>27-1.3.7 <u>応急仮設住宅</u>用地の着工順位、応急・福祉仮設住宅のタイプ等、建設計画の最終決定を行う（都市計画部住宅班）</p>	<p>27-1.3.5 <u>建設型応急仮設住宅</u>建設用地を選定する（都市計画部住宅班） 都市計画部住宅班は、オープンスペース調整チーム事務局が割り当てたオープンスペースから、<u>建設型応急仮設住宅</u>用地を選定する。</p> <p>⇒ 28.7.3 復興対策用オープンスペースの利用を開始する （<u>建設型応急仮設住宅</u>用地の選定基準） （略）</p> <p>27-1.3.7 <u>建設型応急仮設住宅</u>用地の着工順位、応急・福祉仮設住宅のタイプ等、建設計画の最終決定を行う（都市計画部住宅班）</p>	
236	<p><u>(追加)</u></p> <p>27-1.4 <u>応急仮設住宅</u>を建設する 決定した建設計画に基づき、<u>応急仮設住宅</u>を建設する。 （略）</p> <p>27-1.4.1 <u>応急仮設住宅</u>の設計を実施する（都市計画部公共建築班）</p>	<p><u>27-1.4 賃貸型応急仮設住宅を確保する</u></p> <p><u>27-1.4.1 賃貸型応急仮設住宅の所有者と利用について必要な調整を行う（都市計画部住宅班）</u> <u>都市計画部住宅班は、所有者（住宅関係団体、不動産関係団体、空家住宅の所有者等）と契約について必要な調整を行う。</u></p> <p><u>27-1.4.2 民間住宅を賃貸型応急仮設住宅として借り上げる（保健福祉部生活支援班、都市計画部住宅班）</u> <u>保健福祉部生活支援班は内閣府と、都市計画部住宅班は所有者（住宅関係団体、不動産関係団体、空家住宅の所有者等）と調整の上、民間住宅を賃貸型応急仮設住宅として借上げる。</u></p> <p>27-1.5 <u>建設型応急仮設住宅</u>を建設する 決定した建設計画に基づき、<u>建設型応急仮設住宅</u>を建設する。 （略）</p> <p>27-1.5.1 <u>建設型応急仮設住宅</u>の設計を実施する（都市計画部公共建築班）</p>	民間賃貸住宅の応急仮設住宅への活用等を踏まえた修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p>都市計画部公共建築班は、以下の点に配慮し、<u>応急仮設住宅</u>の設計を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>27-1. <u>4.2</u> <u>応急仮設住宅</u>の建設発注・工事監理を行う（都市計画部公共建築班）</p> <p>27-1. <u>4.3</u> 建設資材の提供を建設事業者団体等へ依頼する（都市計画部公共建築班）</p> <p>都市計画部公共建築班は、<u>応急仮設住宅</u>を迅速に建設することができるよう、京都府と調整を図ったうえで、建設事業者団体等に建設資材の提供を依頼する。</p> <p>27-1. <u>4.4</u> <u>応急仮設住宅</u>の建設状況を報告する（都市計画部公共建築班）</p> <p>災害救助法適用時、都市計画部公共建築班は、<u>応急仮設住宅</u>の建設状況について、保健福祉部長へ報告する。</p> <p>※ 資料3-23-2 救助の実施状況報告に係る書類、帳簿等</p> <p>27-1. <u>5</u> 入居者資格を決定する</p> <p>27-1. <u>5.1</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p>27-1. <u>5.2</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p>27-1. <u>5.3</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p>27-1. <u>5.4</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p>27-1. <u>6</u> 入居者を決定する</p>	<p>都市計画部公共建築班は、以下の点に配慮し、<u>建設型応急仮設住宅</u>の設計を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>27-1. <u>5.2</u> <u>建設型応急仮設住宅</u>の建設発注・工事監理を行う（都市計画部公共建築班）</p> <p>27-1. <u>5.3</u> 建設資材の提供を建設事業者団体等へ依頼する（都市計画部公共建築班）</p> <p>都市計画部公共建築班は、<u>建設型応急仮設住宅</u>を迅速に建設することができるよう、京都府と調整を図ったうえで、建設事業者団体等に建設資材の提供を依頼する。</p> <p>27-1. <u>5.4</u> <u>建設型応急仮設住宅</u>の建設状況を報告する（都市計画部公共建築班）</p> <p>災害救助法適用時、都市計画部公共建築班は、<u>建設型応急仮設住宅</u>の建設状況について、保健福祉部長へ報告する。</p> <p>※ 資料3-23-2 救助の実施状況報告に係る書類、帳簿等</p> <p>27-1. <u>6</u> 入居者資格を決定する</p> <p>27-1. <u>6.1</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p>27-1. <u>6.2</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p>27-1. <u>6.3</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p>27-1. <u>6.4</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p>27-1. <u>7</u> 入居者を決定する</p>	

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	27-1. <u>6</u> .1 (略) (略) 27-1. <u>6</u> .2 (略) (略) 27-1. <u>6</u> .3 (略) (略)	27-1. <u>7</u> .1 (略) (略) 27-1. <u>7</u> .2 (略) (略) 27-1. <u>7</u> .3 (略) (略)	
237	27-1. <u>6</u> .4 応急仮設住宅入居者の契約、鍵の引渡しを行う（ <b>保健福祉部生活支援班、区本部</b> ） 保健福祉部生活支援班、区本部は、 <u>応急仮設住宅</u> の契約、鍵の引渡し <u>を行う。</u>  27-1. <u>7</u> <b>応急仮設住宅</b> の管理・保全を行う ⇒ 22.8 仮設住宅において要配慮者の生活支援を図る 27-1. <u>7</u> .1 <u>応急仮設住宅</u> の維持管理を行う（都市計画部住宅班） 都市計画部住宅班は、 <u>応急仮設住宅</u> の維持管理を行うとともに、必要に応じて関係部等と連携して入居者の日常生活の利便性の向上に努める。 27-1. <u>7</u> .2 (略) (略) 27-1. <u>7</u> .3 (略) (略) 27-1. <u>7</u> .4 (略) (略)	27-1. <u>7</u> .4 応急仮設住宅入居者の契約、鍵の引渡しを行う（ <b>保健福祉部生活支援班、区本部</b> ） 保健福祉部生活支援班、区本部は、 <u>建設型応急仮設住宅</u> の契約、鍵の引渡し <u>及び、賃貸型応急仮設住宅の所有者（住宅関係団体、不動産関係団体、空家住宅の所有者等）、被災者との三者契約を行う。（ただし、賃貸型応急仮設住宅については、所有者から鍵渡しを行う。）</u>  27-1. <u>8</u> <b>建設型応急仮設住宅</b> の管理・保全を行う ⇒ 22.8 仮設住宅において要配慮者の生活支援を図る 27-1. <u>8</u> .1 <u>建設型応急仮設住宅</u> の維持管理を行う（都市計画部住宅班） 都市計画部住宅班は、 <u>建設型応急仮設住宅</u> の維持管理を行うとともに、必要に応じて関係部等と連携して入居者の日常生活の利便性の向上に努める。 27-1. <u>8</u> .2 (略) (略) 27-1. <u>8</u> .3 (略) (略) 27-1. <u>8</u> .4 (略) (略)	民間賃貸住宅の応急仮設住宅への活用等を踏まえた修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p>27-1. <u>7.5</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p>27-1. <u>7.6</u> (略)</p> <p>27-1. <u>8</u> 応急仮設住宅を処分する</p> <p>27-1. <u>8.1</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p>27-1. <u>8.2</u> 関係部に対して<u>応急仮設住宅</u>の撤去と用地の原状回復等の処分方針を指示する（本部長）</p> <p>本部長は、応急仮設住宅の供与の必要がなくなったと判断した場合、関係部に対して<u>応急仮設住宅</u>の撤去と用地の原状回復等の処分方針を指示する。</p> <p>27-1. <u>8.3</u> <u>用地所有者</u>、入居者との協議を行う（都市計画部住宅班）</p> <p>都市計画部住宅班は、応急仮設住宅の処分方針が決定した場合、区本部、保健福祉部等と連携して、<u>用地所有者、入居者</u>との協議を行う。</p> <p>27-1. <u>8.4</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p>27-1. <u>8.5</u> <u>応急仮設住宅</u>の撤去、原状回復を行う（都市計画部公共建築班）</p> <p>都市計画部公共建築班は、応急仮設住宅の処分方針が決定した場合、<u>応急仮設住宅</u>の撤去、原状回復を行う。</p>	<p>27-1. <u>8.5</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p>27-1. <u>8.6</u> (略)</p> <p>27-1. <u>9</u> 応急仮設住宅を処分する</p> <p>27-1. <u>9.1</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p>27-1. <u>9.2</u> 関係部に対して<u>建設型応急仮設住宅</u>の撤去と用地の原状回復等の処分方針を指示する（本部長）</p> <p>本部長は、応急仮設住宅の供与の必要がなくなったと判断した場合、関係部に対して<u>建設型応急仮設住宅</u>の撤去と用地の原状回復等の処分方針を指示する。</p> <p>27-1. <u>9.3</u> <u>民間住宅所有者、用地所有者</u>、入居者との協議を行う（都市計画部住宅班）</p> <p>都市計画部住宅班は、応急仮設住宅の処分方針が決定した場合、区本部、保健福祉部等と連携して、<u>賃貸型応急仮設住宅の所有者、建設型応急仮設住宅の用地所有者、入居者</u>との協議を行う。</p> <p>27-1. <u>9.4</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p>27-1. <u>9.5</u> <u>建設型応急仮設住宅</u>の撤去、原状回復を行う（都市計画部公共建築班）</p> <p>都市計画部公共建築班は、応急仮設住宅の処分方針が決定した場合、<u>建設型応急仮設住宅</u>の撤去、原状回復を行う。</p>	

頁	現 行	修 正 案	修正理由																								
238	<p>27-2 住宅の応急修理、公営住宅等による対応</p> <p>■ 役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担 当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>27.2.2 市営住宅への一時入居措置をとる</td> <td>都市計画部住宅班</td> <td>(略) 27-2.2.4 (略) <u>27-2.2.5 関係団体等に空家住宅等の情報の提供を依頼する</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)			27.2.2 市営住宅への一時入居措置をとる	都市計画部住宅班	(略) 27-2.2.4 (略) <u>27-2.2.5 関係団体等に空家住宅等の情報の提供を依頼する</u>	(略)			<p>27-2 住宅の応急修理、公営住宅等による対応</p> <p>■ 役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担 当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>27.2.2 市営住宅への一時入居措置をとる</td> <td>都市計画部住宅班</td> <td>(略) 27-2.2.4 (略) <u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)			27.2.2 市営住宅への一時入居措置をとる	都市計画部住宅班	(略) 27-2.2.4 (略) <u>(削除)</u>	(略)			27-1.1に集約したため項目削除
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																									
(略)																											
27.2.2 市営住宅への一時入居措置をとる	都市計画部住宅班	(略) 27-2.2.4 (略) <u>27-2.2.5 関係団体等に空家住宅等の情報の提供を依頼する</u>																									
(略)																											
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																									
(略)																											
27.2.2 市営住宅への一時入居措置をとる	都市計画部住宅班	(略) 27-2.2.4 (略) <u>(削除)</u>																									
(略)																											
239	<p>27-2.2 市営住宅への一時入居措置をとる</p> <p>(略)</p> <p><u>27-2.2.5 関係団体等に空家住宅等の情報の提供を依頼する（都市計画部住宅班）</u></p> <p><u>都市計画部住宅班は、住宅関係団体、不動産関係団体等に対して空家住宅等の情報の提供を依頼する。</u></p>	<p>27-2.2 市営住宅への一時入居措置をとる</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	27-1.1に集約したため項目削除																								
249	<p>29.3 帰宅困難者や各事業所等へ必要な情報を提供する</p> <p>29.3.1 被害情報や公共交通機関の運行状況等、必要な情報提供を行う（本部事務局、産業観光部帰宅困難者班、都市計画部帰宅困難者班）</p> <p>本部事務局、産業観光部帰宅困難者班、都市計画部帰宅困難者班は、関係機関等と連携して、帰宅困難者、緊急避難広場及び一時滞在施設の施設管理者や、各事業所等に対して、<u>(追記)</u> 防災ポータルサイト、帰宅困難者対策として配備しているPHSや、災害時優先電話</p>	<p>29.3 帰宅困難者や各事業所等へ必要な情報を提供する</p> <p>29.3.1 被害情報や公共交通機関の運行状況等、必要な情報提供を行う（本部事務局、産業観光部帰宅困難者班、都市計画部帰宅困難者班）</p> <p>本部事務局、産業観光部帰宅困難者班、都市計画部帰宅困難者班は、関係機関等と連携して、帰宅困難者、緊急避難広場及び一時滞在施設の施設管理者や、各事業所等に対して、<u>帰宅支援サイト及び</u>防災ポータルサイト、帰宅困難者対策として配備している<u>スマート</u></p>	通信連絡手段の変更に伴う修正																								

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p>等を用いて、被害情報や公共交通機関の運行状況等、必要な情報提供を行う。</p>	<p><u>フォン</u>や、災害時優先電話等を用いて、被害情報や公共交通機関の運行状況等、必要な情報提供を行う。</p>	
249	<p><b>29.4 緊急避難広場及び一時滞在施設で帰宅困難者を受け入れる</b></p> <p>29.4.1 緊急避難広場及び一時滞在施設への状況確認及び帰宅困難者の受け入れを要請する（産業観光部帰宅困難者班、都市計画部帰宅困難者班）</p> <p>産業観光部帰宅困難者班、都市計画部帰宅困難者班は、災害時優先電話や<u>PHS</u>など、帰宅困難者対策のために整備した機器等を用い、緊急避難広場及び一時滞在施設の施設管理者へ連絡し、各施設や周辺状況の確認及び帰宅困難者の受け入れを要請する。</p>	<p><b>29.4 緊急避難広場及び一時滞在施設で帰宅困難者を受け入れる</b></p> <p>29.4.1 緊急避難広場及び一時滞在施設への状況確認及び帰宅困難者の受け入れを要請する（産業観光部帰宅困難者班、都市計画部帰宅困難者班）</p> <p>産業観光部帰宅困難者班、都市計画部帰宅困難者班は、災害時優先電話や<u>スマートフォン</u>など、帰宅困難者対策のために整備した機器等を用い、緊急避難広場及び一時滞在施設の施設管理者へ連絡し、各施設や周辺状況の確認及び帰宅困難者の受け入れを要請する。</p>	<p>通信連絡手段の変更に伴う修正</p>